

「リーフ共和国」

——抵抗と新政治・社会への挑戦——

(下)

深澤 安博

はじめに

I. リーフ政府——新政治体の形成

- 1.1. ハラカの形成
- 1.2. 政治体の形成
- 1.3. 軍事組織の形成

II. リーフ政府と部族・住民

2.1. リーフ政府の統治と諸部族・住民

- 2.1.1. バヌワリヤガールまたリーフと諸部族
- 2.1.2. カーイドの任命
- 2.1.3. ハラカ人員の徴募
- 2.1.4. 徴税
- 2.1.5. 部族自治、名士、住民
- 2.1.6. 部族代表会議
- 2.1.7. 通信と交通

(以上前号)

(以下本号)

2.2. 経済状況と社会改革

2.3. 「リーフ共和国」か「聖戦」のための国家か

III. リーフ勢力反対派との抗争と独立のための交渉

- 3.1. スペイン軍の分裂工作とリーフ勢力反対派
- 3.2. 独立のための交渉
 - 3.2.1. 保護国家との交渉
 - 3.2.2. 国際的認知のための活動

おわりに

2.2. 経済状況と社会改革

(1) まず、経済・社会の基本的様相について述べておこう。リーフ政府のもとにあった住民の大多数は定住農民だった。アルマタルサからバヌブヤヒにかけての地では遊牧もおこなわれていた。土地の所有形態はほぼ次の4つに分けられえた——スルタン所有地、ハブース

(ワクフ)、共同地、個人所有地。以上のそれぞれの面積比率の推定は難しい。定住農民の可耕地では共同地はほとんど存在しなかったようだ。ただ、大土地所有(者)は存在せず、ほとんどの農民は小土地自己経営農民だった(平均的所有農地面積は3~4ヘクタール)。若干の富裕農がいた一方で、少数の土地無し農民も存在した。後者は被雇用農民となった。2.1.で見た各部族の名士といってもせいぜい富裕農の場合が多く、特定の経済的基礎を持っていたのではなかった。リーフ戦争の頃の可耕地は全面積の13~15%で、条件の良いわずかの地(バヌワリャガールなど)では50%を超えるところもあった。主な農産物は小麦・大麦、マメ類、果実類であり、畜類では主に山羊と羊が飼われていた。住民の経済生活は、一般的に見てある程度の地理的範囲内での自給自足の要素を多分に持っていた。物品の売買は特定の曜日に開かれた各地の市場でおこなわれた。バヌワリャガールのような大きな部族においては、市場が週に数回開かれた。¹

以上の故に、大多数の住民の生活状況は各年の収穫の良し悪しに大きく依存していた。本稿の対象時期と関係する各年の一般的な収穫の状況については次のように言える(収穫は一般に初夏)。21年一豊作、22年一不作、23年一豊作、24年一不作、25年一不作(26年には雨量不足で春までに不作の予兆が現われた)。豊作の故に多くの住民の生活状況が良かった年にはハラカの人員が増え、不作の年にはその逆の現象が見られた。というのは、豊作の年には農作業の他にハラカに加わりうる(時間的・肉体的)条件が生じ、他方、不作の年には住民が収入を得ようとしてスペイン派に接近したり、出稼ぎに行ったり(後述)、「原住民」警察隊・レグラレス・ハリーフア軍・ハリーフア武装警察隊(後2者は制度上はハリーフア当局の管轄下にあったが、実質上はスペイン軍の一部だった)に入隊しようとしたからである。²それ故にリーフ政府は、種子の前貸しや、種子を保有(退蔵?)する者にこれを販売して放出させる(違反したら没収)など農業生産を増大させる措置を採った。また既に見たように(1.3.)、住民のハラカへの動員においては農作業の期間を保障するために交替制が採られた。カーイドらは、リーフ東部などとくに前線地帯で播種・収穫に励むよう住民に訴えて回った。スペイン軍が播種・収穫を妨害するために侵入したり空爆をおこない、あるいはスペイン軍占領地で播種をおこなうよう住民に働きかけたからである(「もし[敵側の人々が]収穫するままにまかせてしまうならば、我々は我々の力を保持するのに大事な時機を無駄にしてしまうだろうし、敵に力を与えてしまうだろう」。CGM司令官、23年5月)。いくつかの文献によると、以上の他に次の改革もなされた——①所有者が耕作しなかった耕地の他者による耕作あるいは収用、②スペイン派有力者の土地の没収と分配、③住民による水利管理。とくに②は採られたとしてもよい措置であるが、①、②、③のいずれについても確定的証拠は無い。リーフ政府が農業生産を維持・増大させようとしたことは間違いない。しかし、アブドゥルカリームらがそれ以上の農業上の改革の意図とプランを持っていたかどうかについてはわからない。³

以前からのスペイン領の外への出稼ぎはリーフ戦争中も中断しなかった。出稼ぎ者のほと

んど（毎年2万～2万5千人）はアルジェリアに行って、ブドウや穀類の収穫労働に従事した。少数の者はフランス領に行った。リーフ戦争中に生じた変化としては、初期（22年頃）にはカーヤ地域からの出稼ぎ者が増え、また女性が増えたことがある。初期にスペイン軍がほぼ全域を占領したカーヤでは、既に見たように（2.1.5.）住民の移動が激しかったこと、また男性住民の多くがカーヤなどスペイン軍占領地域ではレグラレスなど「原住民」兵に、リーフ勢力地域ではハラカの人員になったことがその要因と考えられる。スペイン軍・スペイン当局はアルジェリアないしフランス領への住民の移動を許可しないようにフランス当局に要請した（「リーフ人に金を蓄えさせないために」彼らのアルジェリア行きを阻止する必要がある。『リーフ通信』22年5月）。しかし、フランス当局は23年まではリーフ勢力との衝突を避けようとしたので、スペイン側の要請を受け入れなかった。リーフ勢力も23年までは出稼ぎを規制ないし阻止しなかった（とはいえ、出稼ぎ先で、給与が支払われるのでリーフ正規軍ないしハラカに加わるように宣伝した）。しかし少なくとも24年2月以降になると、リーフ政府は出稼ぎを禁止する措置に出た。各地の市場では、出稼ぎを禁止する、それでも出稼ぎに行く者には科料する、仕事を求める者にはリーフ政府がそれを提供するとのアブドゥルカリーム名の触れが出された（24年3、4月）。実際に24年3月には、アルジェリアに向かったティムサマン・バヌウリシク・バヌワリヤガールの150人が連れ戻された。禁止措置の理由は明確ではない。おそらく出稼ぎによる収入確保を阻止しようとしたのではなく、リーフ勢力に対する不満者が出稼ぎに行こうとしたこと（バヌツジンなどに見られた）、自らの地での農業生産が低下すること、それに（他方で）、ハラカに入（れ）るべき人員を増やさねばならないのに出稼ぎによってそれが減少することを恐れたのではないかと推測される。⁴

グマーラなど西部地方では23年から、その他の地域では24年後半以降に深刻となったのは生活必需品とくに食糧の不足だった。大麦・小麦・塩・砂糖・茶・油・繊維製品・ロウソクなどが不足したため、それらの購入価格が上昇した。リーフ政府は次の措置を採った——サイロを設営して農産物を備蓄（ティムサマンに31基）／スペイン派ないしスペイン軍占領地に逃亡した住民の農産物を接収（とくに24年12月にはライスーニから穀物を備蓄したサイロなどを接収）／食糧が不足し、それ故に住民が飢餓状態にあったグマーラとジバーラにはリーフ中心部から生活必需品を移送（24年12月。運搬のための役畜を上述地域に要求した）、など。ただ、食糧の分配にあたっては正規軍とハラカが優先された。域内で供給不可の必需品はこの時期以前までは主にフランス領から導入されたが（本節で後述）、いまやタンジェなどから運び込まれた（スペイン軍からすれば密輸）。これらの物品を運んだ役畜から成った輸送隊は襲撃されないように兵員によって防護された。⁵

食糧の困難は、一部は不作にもよっていたが、多くはスペイン軍の食糧封鎖戦略と空爆による農業生産の破壊によるものだった。スペイン軍人たちは、不作の場合に「原住民」の抵抗力が弱化したことを喜んだが、さらに以前から用いていた食糧戦略（1.1.のグマーラの場合を参照）をリーフ戦争時にもしばしば発動した——リーフの収穫は良くなさそうだ、「扇動者

が反乱を煽っても、この現実がのしかかるだろう。それは悪だくみの宣伝よりも強力なのだ、「商業上の封鎖も、…反乱地域の服従と平定にとっての…効果的手段となりうる」（『リーフ通信』、22年8月）／グマアラの〔食糧〕封鎖は始まったばかりだが「素晴らしい結果」を生じさせた、メリーリヤ地域でも封鎖が徹底的になされるならば「反乱に対して間違いなく打撃を与えるだろう」（テトゥワン中央「原住民部」の報告、23年4月）／大麦がスペイン軍占領地域にあるので、「穀物のこの備蓄は将来の〔未占領地「原住民」の〕服従と前進の基礎として役立つ手段となりうる」（CGM、23年12月後半の「政治情勢概要」）／タンジェ南方の諸部族では「反乱者たち」に毎日、食糧が運び込まれている、諸部族は一粒の穀物も持っていないので、これらの持ち込みを禁止することができたならば「反乱者たちは飢えて死んでしまっていただろう」（24年9月のスペイン軍情報）／「諸部族の封鎖は徹底してなされるべきである」（『リーフ通信』、24年12月）。⁶

独立した「国」をつくらうとしたアブドゥルカリームとリーフ政府は、交易（貿易?）を管理しかつ税収増をはかるために、自らが統治した地域の境界に税関を設置しようとした。既にアンワールの戦闘以前の21年6月後半にはアブドゥルカリームはアジュディールに税関を設置して、スペイン領のアルホセイマ島から運ばれてくる物品に関税をかけ始めていた。アンワールの戦闘後にはまずはバヌワリヤガールの境界地域に（21年8月下旬）、後にはスペイン軍占領地域との境界（バヌツジン、アルマタルサなど）とフランス領との境界に税関が設置された。後に見るように、関税収入はリーフ政府の歳入の重要部分を占めることになった。しかし、税関設置は境界地域の住民の不満を生じさせた。さらに、既述のスペイン軍の食糧封鎖戦略と相まって、スペイン軍占領地域との交易を激減させた。しかも、23年末以降、リーフ政府はスペイン軍占領地域との交易を厳しく禁じるようになった（スペイン軍の要望によって、アルホセイマとアルホセイマ島間の交易は維持された）。リーフ政府の意図は、経済的にもスペイン（軍）による支配から離れて自立することだったように見える。リーフ政府は、逆にフランス領（つまり同じモロッコ人）との交易を奨励した。フランス当局がリーフ勢力に対して敵対的姿勢を示さなかった間には、フランス領とタンジェから必需品が供給されたので、この経済的自立政策が機能し遂行される条件があった。しかし24年に入ると、フランス当局は次第に従来の姿勢を転換させ、リーフ勢力地域との交易を規制し始めた（プリモ・デ・リベラの撤退政策に対して不安を表明。さらに、リーフ勢力の影響力がフランス領にまで及んできたことに恐怖。3.2.1. (2) で後述）。実際に24年6月以降には、リーフ勢力とフランス軍がしばしば衝突し、リーフ勢力の側からもフランス領との交易を規制せざるを得なくなった。かくして、スペイン軍の空爆による徹底的破壊の結果と相まってリーフ政府の経済的自立政策の条件が崩れ始めると、それは既述のような域内での生活必需品の不足を招くことになった。25年4月のリーフ勢力のフランス領への進攻の一要素が、リーフ勢力がこの苦境を打開するために食糧供給地を確保しようとしたことにあったことはまず間違いない。⁷

本小節の最後に、リーフ政府の財政と通貨について見よう。リーフ政府が存在した全期間についてその財政状況を知るのは困難である。若干の証言とスペイン軍がリーフ勢力から接収した文書からわかることは以下である。24年前半期の歳出は533,301ペセータで、その内訳は、軍事組織のために311,165ペセータ、政府職員の給与のために221,936ペセータである（つまり、他の支出は極少額ということになる）。24年全期の歳入は600万ペセータ（もちろん概数だろう）というから、これが本当であれば大幅な収入超過ということになる。他の年については歳入も歳出もわからないが、歳入についてはいくつかの項目において以下の規模の収入があったとされる。①直接税（zakāt. ハブスからの収入と宗教税を含む）——各年7万5千ペセータ、②関税——毎日5千ペセータ（=年間では約182万5千ペセータ?）、③資産税——年間30万ペセータ、④各種の料料（既述および後述）——55万ペセータ以上、⑤スペイン人捕虜解放の際の身代金——427万ペセータ（2.1.4.で述べた航空機取得税など額不詳の項目は除いた）。上掲のうち、おそらく②は不確実で、しかも各年で大きく変動しただろう。④の額にも注目できるが、確実なのは⑤である。つまり、リーフ政府の財政における⑤の比重の大きさ（=諸部族に対するまたスペイン政府・軍に対するアブドゥルカリームの成功の結果である）を特記できる。⁸

リーフ政府は通貨の面でもスペイン（軍）の支配から脱しようとした。23年2月には、ペセータの流通を禁止し、フランかハサニー（植民地化以前のモロッコの通貨）の流通のみを認めると宣言した。その後にはさらに進んで、国営銀行の創設と独自通貨の発行をこころみた——「アブドゥルカリームは彼のもとにある人々に対して、今や自分は貨幣製造機を持っていると宣言している。貨幣にはリーフ共和国を示す文字が書かれることになるという。かくして、リーフが独立の国 *nación independiente* となったことが事実として認知された、これはその他の国々によってまもなく承認されるだろうと人々に納得させようとしている」（23年7月、CGM参謀本部の情報）／アブドゥルカリームは、「国際連盟との合意によって貨幣製造と国 *el país* の自由と独立をリーフで宣言してよいとの承認が得られたと強力に宣伝している」（24年3月、スペイン軍情報部日報）。23年4月のイギリス人ガーディナー（3.2.2.で後述）との契約の中で、「リーフ国営銀行」（アジュディールとロンドンに本店）の創設と通貨発行がこの人物に委託された。しかしガーディナーは同銀行創設の意図を当初から全く持っておらず、これは詐欺であった。かくして、印刷された紙幣（名称はリーファン）だけがアジュディールに届いた。アブドゥルカリームはまもなく詐欺に気付いて、リーファン紙幣を海に投じてしまった（24年10月）。結局、リーフ政府統治下で流通していた通貨のほとんどはそれ以前と同様にペセータだった。つまり、通貨の面でも経済的自立は成らなかった。⁹

(2) アブドゥルカリームとリーフ政府は、独立・自立した「国」をつくるためには様々な社会改革が必要であると考え、それらを実行した。まず、1.2.でも見たように、慣習法ではなくイスラーム法による法の統一と社会生活の規範化をはかった（これは宗教上の改革のためではなく、「部族主義」を廃するためであったことを再び言うておかなければならない。ただ、実

際には教団指導者たちの支持を得る手段ともなった。2.3.で後述)。住民の日常生活においては、リーフではそれまでほとんどなされていなかった日々の5祈祷が男性だけでなく女性にも強制された(違反すると、男性には15~20日間のハラカへの動員、女性には1羽の鶏の供出が科された)。ただ、それ以上の宗教規範上の強制はなかった。¹⁰ 法の厳格な適用は、「部族主義」の最たる表れで、それまで部族間・住民間の対立を煽ってきた「血の決済」を終息させたことに最もよく見られた。「血の決済」に代わって、既に見たように科料 *haqq* が復活し、さらに厳格な裁判制度(による死刑ないし収監)が導入された。リーフ社会に以前はあった科料をやめさせそのかわりに「血の決済」をはやらせて住民同士を争わせることがスペイン軍の「政治的行動」における重要方策だった(1.1.参照)。注目すべきことは、アンワールの戦闘以前に既にバヌワリヤガールとその周辺部族ではアブドゥルカリームらが「血の決済」を消滅させようとしていたことである。早くも19年2月にはバヌワリヤガールとティムサマンで、ハラカを攻撃したりその人員を殺した者に対して科料を払わせることがおこなわれた(復活した)。20年12月には、2つの殺人事件についてバヌヤタフト・バッキークの両部族といくつかの支族のそれぞれの名士たちが会合し、犯人たちに科料を払わせることを決定した(アブドゥルカリームがどのように関わったのかは不詳)。さらに21年4月の2例——1殺人事件についてアブドゥルカリームの命令によって「一種の審問所」*'una especie de Consejo'* で裁判がおこなわれた(銃殺の判決が出され、それはただちに執行された)、「原住民たちは、このようなことは[バヌワリヤガール]部族の中で今までなかったことだと言っている」(CGM中央「原住民部」の月例報告)／バヌワリヤガールの住民がティムサマンの住民との間の「負債」(金銭か物資かあるいは人的なものか不詳)を返させるために後者のラバを接収した件についても、アブドゥルカリームは両者を出頭させて裁判で解決するようにさせた(諜報員報告)。リーフ戦争中の科料の導入の1例——ガズナヤのいくつかの市場では「けんかや殺人の犯罪人は2千ドゥーロ[かなりの高額である]の科料で罰せられる」との触れが出されている(22年9月、スペイン軍情報)。22年にリーフ政府は、住民の各家屋の周囲に築かれていた監視ないし銃撃用のやぐらをこわすように命じた。「血の決済」をなくせば、やぐらの必要性はもうないからである。もめごとが発生しやすい場だった市場には、警察機能を持った市場監督官 *muhtasib* が配置された。実際に、リーフでは「血の決済」はほぼ消滅したようだ——[リーフ東部の部族の]2つの支族の間で40年以上も続いていた「血の決済」について仮協定が結ばれる(22年8月、スペイン軍情報)／「バヌワリヤガールの人々の間では、…[判読不可]一種の協定が存在している。この協定によって、彼らは血の決済をも含めての争いごとを武器に訴えることなく彼らの間で平和的に解決しなければならない。…この協定を破棄するには、60人以上の名士たちが集まって、市場でそれを決議しなければならない」(22年12月、アルホセイマに行き来たイドリース・ベン・サイードの報告)。しかし以前から存在した、科料を払わない者に対してその家や樹木や農地を焼くという懲罰の方法(1.1., 2.1.5.での事例を参照)は、リーフ政府の統治のもとでもとくにスペイン派

あるいはリーフ勢力反対派に対しては（料金を払ったかどうかにかかわらず）よく用いられた。これはリーフ勢力が、通常の犯罪者とは異なるとしてこれらの人々に対して厳しく対処したことを表している。資料が存在する23年12月～24年5月の各月の刑務所収容者（全数は各月96～146人）の犯罪の内訳は次のようになっている。①軍事上の犯罪（戦闘放棄など）——4～11人、②民事犯罪——3～10人、③刑事犯罪——13～17人、④戦時犯罪（ほぼスペイン派およびリーフ勢力反対派によるものと見てよい）——72～109人。④が圧倒的に多いが、これは2.1.1.で見えてきたことからして（さらに3.1.でも後述）理解できることである。②とくに③（「血の決済」と最も関連した）はリーフ戦争以前より大きく減少したと見なされる。リーフ政府は以上の方策の他に、やはりそれまでに存在していた部族毎の髪型を禁止した。これも可視的特徴による部族間の差異感・対立感を高じさせないためだった。¹¹

リーフ政府の統治のもとでは、奴隷所有・体罰・男色も禁止された。これらは住民間の暴力行為と従属的人間関係を廃そうとしたものと理解されうる。男性が戦闘に動員されたことで、女性の社会的地位は変化したと見てよい。農業労働やパンなどの食糧生産へのより一層の参加に加えて、女性は諜報員や域外からの食糧・弾薬の運び人としての役割もしばしば果たした（戦争末期には女性も戦闘に参加したという記述もある。しかし食糧事情が悪化すると、（少なくとも一部では）女性はむしろリーフ勢力地域外へ去ること——つまりスペイン軍占領地に行くこと——を勧められたこともあったようだ）。裸足での歩行と麻薬吸引も禁止された。これらは健康と社会的・政治的自覚にとって有害とみなされた（生活改革）のだろう。婚姻行事の簡素化命令も同種的生活改革と資金・時間の節約をはかったものと解されうる。アブドゥルカリームとリーフ政府は教育改革も志向し、実際に若干の初等学校（女兒用も含めて）・成人用の識字学校・イスラーム学校を創立した。しかし、戦争中であつたためにそれ以上のことはできなかった。リーフ人医師がいなかったために、保健・衛生施設設立の企図はほとんど成らなかつた。最後に注目すべきことは、モロッコ住民の間でそれまでにしばしば見られた反ユダヤ主義の表れを禁止し封じたことである。むしろ、政府「次官」にユダヤ系商人を登用したり（1.2.参照）、武器製造や馬の提供においてもユダヤ系住民の協力をあおいだ（ユダヤ系住民の戦闘部隊も存在したという）。ここには、人材の有効利用の意図に加えて、ムスリム住民間だけでなく独立・自立した「国」を構成するべき住民間の反感や対立を排そうとの明瞭な意向が窺われる。¹²

2.3. 「リーフ共和国」か「聖戦」のための国家か

今まで見て来たことから、アブドゥルカリームらが領土・主権（独立）・住民を有する政治体＝「国」＝国家を創成しようとしたことは間違いない。それ故に、住民には部族に属する民よりも、まず「国」の民＝国民となることが期待された。『回想記』で「リーフの統一」を目指したと言っているのはこの意味においてであろう。よく知られているフランス軍に降伏後のアブドゥルカリームのエジプト誌『マナール』でのインタビュー（1926年11月号）では

以上のことがよりはっきりと述べられている——「私は、リーフをフランスやスペインのような独立した国にしたかった。リーフに完全な主権を持った自由な国家を立ち上げたかった。…当初から私は、我々が建物の煉瓦のようにしっかりと一緒にならず、多様な志向や願望を持つ諸部族から成る国民的統一体をつくるために真摯に働かなければ、我々は存続できないことを我が同胞に理解させようとした。一言でいえば、我が同胞が一つの宗教 *dīn* を持つように一つの国 *waṭan* を持つことを理解してほしいと思った」、多くの人々は「[スペイン軍に対する] 勝利が得られたなら、私が各部族を完全な自由に復帰させる」ものと見ていたようだが、これは「無政府状態と野蛮の状態に国を引き戻す」ことになっただろう。つまり、「リーフの統一」はたんにスペイン軍と闘うためだけではなく。¹

ところで、『マナール』からの上記2引用の間には次の文章がある——「1923年以来、私と弟は、我が国に「リーフ共和国」*‘al-Jumhūrīya al-Rīfīya’* の名を付けた。このために共和国の政体名称を付した公式文書をフェスで印刷し、我々の国家は選挙で選ばれた議会 [住(国?)民の直接投票によって選ばれた議会の意だろう。1.2.参照] を持つ代表制国家ではなく、独立した各部族が連合して成る国家だったことを示した。我々が見るところでは、「共和国」の政体名称はしばらくはその真の意味を持ちえなかった。というのは、どんな人々でも自らを[国民として] 形成していくには、しっかりとした政府、強力な権威、それに強固な国民としての組織を要したからである。² 引用文冒頭の「1923年」については本節で後に考察する(「公式文書をフェスで印刷」したかどうかは不詳。本節後述部分および3.2.1.(2)参照)。上記引用にある「共和国」の政体名称の「真の意味」とは何なのか。まず、「リーフ共和国」の用語が初めて現れたのは21年9月10日のようだが、それを用いたのはリーフ政治体ではなかった。在アルジェリアのフランス人商人で主に商業上の理由でアブドゥルカリームに取り入ろうとしていたブルマンセ・セイが同日付のアブドゥルカリーム宛手紙で「リーフ共和国大統領」*‘Presidente de la República Rifeña’* の名称を使ったのである。ブルマンセ・セイ自身が後に言うところでは、この名称の意図は「ヨーロッパの野次馬たち」の注目を引くためだった。ブルマンセ・セイの意図は当たって、少なくとも22年中葉以降、スペインを含めたヨーロッパの新聞に「リーフ共和国」、「リーフ共和国大統領」の名称が現れるようになった(顕著な例は、22年8月のスペインの新聞『自由』編集長の「リーフ共和国大統領」アブドゥルカリーム会見記。23年3月にスペインからアジュディールに出された手紙(メリーリャの郵便局が差し押さえた)の宛先は「バヌワリャガール共和国大統領アブドゥルカリーム」となっていた。リーフ政府の実体ないし中心はバヌワリャガールにあると考えられていたのだろう)。それでは、リーフ政府自身が「リーフ共和国」の「政体名称」を言い始めたのはいつからなのか。筆者が知りえた範囲内では、22年6月にアブドゥルカリームがイギリス人アルナル(3.2.2.で後述)に託したヨーロッパの新聞向けの声明の中に「我々は現在、小共和国を組織している」とあるのが初めてのようだ(3.2.2.でも再引用)。³

しかし、結局リーフ政府が「リーフ共和国」の「政体名称」を公式に用いたことはない。

「真の意味」についての結論を先に言えば、「リーフ共和国」の「政体名称」は常に「外」＝ 対外アピールのために用いられたのであり、「内」では「共和国」もその大統領も存在していなかった。「共和国」*'republik'* という用語（スペイン語起源説とフランス語起源説とが存在する）は以前からリーフ社会にもあった（研究者ハートは、この語はむしろリーフ政府形成以前の諸部族分立状態と同義で理解されていたとする。アヤーシュとマダリアーガはハートの解釈をかならずしも否定しないようだが、それは諸部族分立というより、スルタン政府がモロッコの人々を外国に従属させてしまったことに対するリーフ諸部族などの抗議と自立の状態と見ているようだ。筆者は、後者の説明がより積極的で真に迫っているものと考え）。アブドゥルカリームと弟はこの用語も、さらにはフランスの共和政体、スペインでの共和主義派の主張と活動もまず間違いなく知っていた。さらに、リーフ戦争中の23年10月にトルコ共和国が宣言されたことはアブドゥルカリームらを大いに感動させた（トルコ共和国成立の直前にエジプト紙にアブドゥルカリームの次の声明が載った—「トルコ人と全く同じように、リーフ人は力によって自らの目的を達成する術を心得るだろう」。さらに本節で後述のように、アブドゥルカリームは前掲の『マナール』でも教団との関係においてトルコ共和国を称賛した）。しかしそれにもかかわらず、「リーフ共和国」が「内」で宣伝・推進されたり、目標とされたことはなく、それは全く対外的必要のためだった（対外的必要については3.2.2.で検討する）。「内」では、リーフ政府は「リーフ戦線」*'al-Jabha al-Rīfiya'*、「リーフ国家」*'al-Dawla al-Rīfiya'*、「リーフ政府」*'al-Ḥukūma al-Rīfiya'* あるいはたんに「政府」*'Makhzan'*、さらにはときには「リーフ王国」*'Reinado del Rif'*、「リーフ自由王国」*'Reinado libre del Rif'* あるいは「スルタン国」*'Sultanato'* と呼ばれて（呼んで）いた。アブドゥルカリームは「首長」*'amīr'* さらにはときにはスルタンと呼ばれていたようだ。また、政治体を表すというよりさらに一般的に「リーフ人民」*'al-sha'b al-rīfiya'*、リーフの「長」*'jefe'*（という観念）も用いられた（表された）（以上については、本節さらには3.2.2.で後に再論）。それでは、何故「内」と「外」で一種の使い分けがなされたのか。ここでも結論を先に言えば、リーフ勢力の統治のもとに入（らされ）た大多数の住民にとっては「共和国」も「大統領」もほとんど理解するものではなかった。⁴ では、リーフ戦争中に大多数の住民はリーフ政府に何を求め、あるいは何を抛り所として戦闘に加わったのだろうか。「内」の状況を知るために、この点をさらに検討してみよう。

本稿でのこれまでの論述でも、スペイン軍との戦闘がしばしば「聖戦」として意識されたことを見た——「あらゆる良きムスリム」（20年12月）、「聖戦の兵士の長」（21年5月）、「聖戦」への参加の呼びかけ（21年7月）（以上1.1.）／「聖戦の兵士たち」、「聖戦を援助せよ」（以上、24年9月）（同2.1.1.）／ムスリムの総決起を呼びかける手紙（23年8月）、全ての者が「聖戦」に加わるように（24年10月）（同2.1.3.）。「聖戦」意識の表象とその呼びかけは他にも非常に多く見られる。まずアンワールの戦闘以前の21年6月には、リーフ東部の市場でハラカが「真のムスリムなら我々の言うことを聞くのがよい。…我々はあなた方の援助が

あってもなくてもキリスト教徒を打ち負かさだろう」との触れを出した。この頃に「原住民」警察官とレグラレス兵士に配られたピラ（1.1.で紹介）には、「不滅のイスラームの永遠の敵」 [=スペイン人] という用語が使われており、さらに「アラーの息子たちよ、君たちは我々と連帯することが必要なのだ」、「我々は悪しきムスリムに対しては容赦しない」とあった。アンワールの戦闘直後の同年7月下旬には、スペイン軍との戦闘に加わらなかったカーヤの1部族のカーイドと名士たちに対してバヌワリャガールのハラカが次の手紙を出した——「…ムスリムにとって至福の時が訪れました。…我が兄弟たちよ、我々はあなた方が聖戦に目を向けて熱烈に聖戦を遂行せんことを望むものです。…バヌワリャガール部族の聖戦の兵士たちと他の部族からこの兵士たちに従っている人々はあなた方の兄弟なのです。これらの兵士たちに神の加護のあらんことを」。21年9月にアルマタルサやフランス領の市場で読まれた手紙はより鮮明である——「…聖戦の兵士たちよ！ 神の御意思に従って我々はキリスト教徒スペイン人に対して闘いを宣言し、預言者に祝福されて、彼らを我が愛する地から放逐した。我々の勝利はキリスト教徒を全て放逐することによって成し遂げられなければならない。この目的を遂げるために全リーフで聖戦が宣言された」。時期は以前に戻るが、アンワールで戦闘が展開されていた21年7月21日にテトゥワンのモスクに貼られた「リーフのムハンマド・ムスリム会議」名の壁紙には「聖戦」の語こそ見られないが、「神の御名において」、「クルアーン」、「ムスリムよ」、「我らの宗教」などの語がちりばめられており、事実上「聖戦」を説くものだった。同年8月上旬にやはりテトゥワンのダルカーウィーヤ教団集会所に貼られた壁紙には、上掲引用のいくつかの語とともに「あなた方の兄弟である聖戦の兵士を援助せよ」、「ムスリムよ、闘いに加われ」とあった。スペイン軍との戦闘が「聖戦」として意識されたことは以上の他にもかなり広く存在していたと推測される。⁵

フランス軍との戦闘さらには西・仏両軍との全面的戦闘が始まった25年中葉以降には、「聖戦」意識の表象と「聖戦」の呼びかけがさらに多く見られる。とくに公けの呼びかけにおいてそれが見られる——「神の書」に従っているアブドゥルカリーム（25年6月、アブドゥルカリームのカラウィーイーン大学長への手紙）／「偉大なアラーのお恵み」、「我らの独立と宗教の良き大義を守っている聖戦の兵士たち」（25年7月か8月、フランス領の諸部族への声明）／「フェスの人々とくに青年たちは、イスラーム軍 [=リーフ勢力] がフェスを包囲するのを今か今かと待っている」（25年8月、フェスのリーフ勢力支持派からリーフ勢力の指導者たちへの情報）／我々が追求していることは「全ての良きムスリムの大義」である（25年9月、アブドゥルカリームのスペイン軍占領地の諸部族の名士たちへの手紙、スペイン軍諜報員報告）／「この偉大な聖戦においてあらゆる手段で我々に加わりたい」（25年9月、アブドゥルカリームの「モロッコの全ムスリムへの呼びかけ」）／「聖戦のために闘っているあなた方の兄弟を援助せよ」（25年10月、「抑圧されたモロッコ組織」代表の全モロッコ人への呼びかけ）など。これ以降も26年5月のリーフ政府の崩壊まで、同種の呼びかけがなされ、また手紙が交された。つまり、ムスリムという集団的同一性に拠って住民の戦闘へ

の動員がはかられたのである。⁶

ムスリムの集団としての意識からリーフ政治体およびその長が理解されたことをみごとに表すのが23年2月のアジュディールでのアブドゥルカリームに対するバイア bay'a(忠誠宣言あるいは授權宣言)である。このバイアは以下の内容を持つ(原文は4ページにわたる長いものなので、重要とみなされうる部分のみを引用)。

「唯一の神に祝福あれ!」[この後、神への讃辞と「預言者」の言の引用などが続く*]、
「2年前までリーフの諸部族とジバーラの諸部族は大いなる無知、専制と非情の中で尊大さと腐敗の頂にあった。諸部族は宗教の定めるところから全く逸脱してしまったので、不正義が人々の間にはびこった」、「敵側[スペイン軍]が大なる混乱と災難をもたらしたにもかかわらず、[各部族の人々は]部族排外主義、殺戮、横領の中でずっと生きてきた。かくして、人々は偉大で最も高貴なる[神]が与え給うところ以外に行くところを持たなくなった。[このような状況に]打ちひしがれていても、人々はいかなる救済方法も知らなかった。人々はあるお方が自分たちの代表としてこのような状況を解き放ってくれることを望んだ。かくして、天と地の神のお導きによって人々は合意に至り、世界の隅々でそのおこないが認められている1人のお方にこの業を託した。このお方は、この任を引き受けてほしいとの人々の望みに喜んで応えた。このお方は、全ての望みが成就するように、人々がまずは預言者の思し召しに従うよう求めた。これは、このお方が、預言者との契りとその言葉に忠実であるように、人々にクルアーンに誓うようにさせた後のことである。このお方は宗教の定めるところに基づく機構をつくり上げ、また、その掟に従って裁きをおこなった。次にこのお方は人々を組織し、戦闘のやり方、祖国の守り方、それに十字架と偶像の崇拝者たち[=スペイン人]を攻撃する方法を教えた」、「人々が精神と財の安定を得たとき、人口は最も増えて、善行・成就・繁栄も素晴らしいほどに広まった。腐敗・殺戮・横領は人々がそれまでずっとこうむってきたあらゆる苦難とともに消えてしまった。不和をもたらすあらゆる火はこの国から消えてしまった*」、「このお方はその気高さと大なる勇氣とによって全人類によって心から尊ばれており、全イスラーム世界から歓迎されている。このお方が聖戦の兵士の首長 amīr al-mujāhidīn、全能なる神の助けを受く、リーフのバヌワリヤガールの名高き賢人アブドゥルカリーム・ハッタービー殿の御子息、我々がムハンマド殿である。人々は、神の書と預言者の言行に従ってあらゆる人々が望むところの正義を打ち立てるために、このお方に忠誠を誓った。神がこのお方を助け、栄光あらしめんことを」、「この地を守り、その血を無駄にせず、敵を撃退し、悪をはねのけることができるお方に我々が政府の鍵を託したのだから、我々が国に祝福あれ」(1341年ジュマダー・アーヒラ(第6月)14日 [=1923年2月1日]、リーフの名士11人の署名)。⁷

このバイアには、アブドゥルカリームがムスリムの共同体から「聖戦の兵士の首長」として推戴されたことが紛れもなく表れている。しかも、このバイアの中のいくつかの文言は過

去の何回かのモロッコでのスルタンへのバイアの中の文言とほぼ同一であることが指摘されている（上記引用では、*印を付した文言）。バイアの儀式は上記23年2月1日のアジュディールにおいてだけでなく、既に前月1月中旬からまずはバヌワリャガール次いでバヌツジンで、2月初旬にはバヌウリシク、ティムサマンさらにガズナヤやグマーラでもおこなわれた。バイアは市場やモスクでも読み上げられた。スペイン軍の情報は伝える——「ティムサマン、バヌワリャガールそれにバヌツジンの一部の市場では、アブドゥルカリームをスルタンと宣言する触れがずっと出されている、…触れはアブドゥルカリームの命令に絶対的に服従するようと言っている」（RGC,16-II-23）／ガズナヤの1集落ではアブドゥルカリームがスルタンと宣言されたことでリーフ政府支持派とスペイン派との間の対立が生じた、バヌワリャガールの1支族はアブドゥルカリームのスルタン宣言を阻止するために〔リーフ勢力反対派の〕ビルキッシュ派（3.1.で後述）と協定してアブドゥルカリームをスルタンと宣言した集落に科料を払わせることにした（RGC,5-II-23）／アブドゥルカリームは「リーフとジバーラの諸部族の絶対的支配者となっており、スルタンと称されている」（23年5月下旬の情勢報告）／リーフ政府派は、現在おこなわれている交渉の結果によってはスペイン領が2つに分割されて、アブドゥルカリームが「リーフのスルタン」となるだろうと宣伝している（RGC,22-X-24）。23年11月にヘリーロがある人物に対して自らの側に来るようにと誘った手紙では、アブドゥルカリームは「現在のスルタンで首領」とされた。さらに、本節で既に引用した25年10月の「抑圧されたモロッコ組織」代表の呼びかけには、「スルタン陛下、我らが導師ムハンマド・アブドゥルカリーム・ハッタービー」とある。つまり、アブドゥルカリームはスルタンとしても観念され、またそのように宣伝された。⁸

アブドゥルカリーム自身はバイアにどのように対応したのだろうか。アブドゥルカリームはバイアのいずれの儀式にも出席しなかった。「聖戦の兵士の首長」の称号も望んでいなかったようだ。各地でのバイアを受けとったアブドゥルカリームは、3日間「胸が締めつけられる思い」の中にいた後に、23年2月21日に諸部族の名士たちを集めて首長受託演説をした——自分が首長となるのは「皆の声」によるのである、しかし「首長の位」を「君主の位」と見てはならない、首長の位を英雄化してはならない、「我が地に押し寄せている敵をたたくために、聖戦が我々の義務であることに疑いはない。我々は、我々が宗教と我らの地を守ろうではないか」（以上、アザルカンの回想による）。以上からわかることは、アブドゥルカリームが事態に押し流されて「首長の位」を受諾せざるをえなかったこと、それを部族を越えて住民の団結をはかるのに資すると見たこと（「皆の声」）、しかし、自らが「君主」（部族の名士たちあるいは住民にとってはスルタン）とみなされることを拒否したこと、それに、とにかく「聖戦」を受入れたことである。いずれにしても、リーフの中では「共和国」が設立されたのでも、「大統領」が選出されたのでもない（それ故、この23年2月つまりアジュディールでのバイアをもって「リーフ共和国」の成立とするのは全くの誤解ということになる）。⁹

バイアとそれをめぐる動きについては、リーフ政治体の性格に関係するさらに2つのことを検討せねばならない。まず、アブドゥルカリームが「君主の位」を望まなかったのは「皆の声」=住民との関係においてではなかった。フランス領にいたモロッコの国王=スルタンの存在をも意識していたからだった。アブドゥルカリームとリーフ政府は自らとスルタンとの関係をどのように見ていたのか。スルタンは忠誠を保つべきあるいは服従すべき存在だったのか、それとも背くべき対象だったのか。アブドゥルカリームは、リーフ政治体が形成され始めた頃に（時期不詳。21年10～11月のようだ）、スペイン軍に対する抵抗への支援をスルタン（ムーレイ・ユースフ）に要請していた。（もちろん）スルタンがこれにまともに応じることはなかった。スルタンはリーフ政治体の形成とその統治を、さらにそれによってスペイン領がフランス領から離れていくかもしれぬことを自らの統治と権威への反乱と見ていた。¹⁰ ここで確認しておくべきことは、リーフ地域は（も）しばしば言われて来たようなスルタンの支配が及ばなかった地域 (bilād al-sība) では以前からなかったことである。既に見たように (1.1.) アブドゥルカリームの父はスルタンから法官に任命されていたし、またスルタン当局による徴税も不十分ながらもおこなわれていた。¹¹ スルタンが（フランス当局への従属的存在の故に、当初はリーフ政府への敵対的姿勢を公けにすることはなかったが）自分たちを支援しないことが明白となった後にも、リーフ政府のスルタンへの少なくとも公けの対応は確固不動のものではなかった。リーフ政府はスルタンの承認をほのめかしたこともあったようだが（24年4月のフランス軍フェス地区司令官宛手紙（両者とも3.2.1.(2)で後出）、他方でその権威を否定する主張をしたこともあった（23年4月のスペインとの交渉、同年6月のスペインへの和平提案（両者とも3.2.1.(1)で後出）。また既述（本節注4）の25年1月のシーンとのインタビューでは、「我々はムーレイ・ユースフの主権 sovereigntyを認めませんし、その主権を認めるつもりもありません」、「ユースフがフランス人たちの囚われ人であり自分では何もできないことは誰でも知っていることです」、「スルタンが誰であれフランス人たちの囚われ人でありつづけるならば、我々はスルタンを承認するつもりはありませんし、同じことを〔フランス領の〕我が隣人たちにも勧めるつもりです」と述べた）。25年9月に明快な公的表明がなされた。本節で既に引用したアブドゥルカリームの「モロッコの全ムスリムへの呼びかけ」は次のように言った——「我々の目的は権力を獲得することでもモロッコの王位を獲得することでもない」、「スルタンが我々の奮闘を援助し、保護と隷属のくびきから救うためにムスリムに対してその義務を果たしているならば、我々は真先にスルタンを支持するであろう」、「スルタンがこの偉大な聖戦を拒否し、それに加わらず、むしろ敵を助けるというのなら、間違いなく神の側が勝者となるだろうし、聖なる書の方がもっと偉大である」。これは、この月に始まった西・仏連合軍のリーフへの侵入という事態を前にして、あらためてスルタンの対応を問おうとしたものだったことは間違いのない。それにしても、この「呼びかけ」はスルタンの権威を最初から否定したのではなく、スルタンが西・仏侵入軍と闘うならばスルタンを支持すると明言した点で説得力を持つものであり、

かつリーフ政府の正当性を示すものだった。リーフ政府の真意もここにあって見てよい。2か月後の25年11月にアブドゥルカリームがイギリス人キャニング（3.2.2.で後出）に託して出した声明（英文）では、「リーフ政府はモロッコのスルタンを宗教上の長headとして受入れる用意がある」となった。つまり、世俗＝政治上の「長」への言及はなかった（このことについても3.2.1.(2)で後述）。さて以上からして、首長受託に際してアブドゥルカリームが「君主の位」を望まなかった理由は明らかであろう。アブドゥルカリームは自らがスルタン（の位の篡奪者）とみなされることを避けようとしたのである（バイアでハリファ（カリフ）の位など元首を意味する称号を自らに与えないようにしたのはアブドゥルカリーム自身だったとする論者もいる）。¹²

次に、アブドゥルカリームがバイアを受諾したのは教団指導者たちの支持を得るための一種の妥協でもあった。教団指導者たちはリーフではそれほどの影響力を持たなかったが、グマラ・ジバーラ・シンハージャでは大きな政治的・社会的影響力を持っていた。これらの地域の名士たちと結んでいた教団指導者たちの多くは、自らの地位が削がれるのではないかという恐れに反リーフ感情も加わって（あるいはそれを利用して）、リーフ勢力に対して敵対的姿勢を示していた。さらに、リーフ政府がハブスからの収入や宗教税もその財政に組み込んで戦争のために使用したこと（2.2.(1)参照）は彼らの疑念を強めた。他方、リーフ政府は（疑念を持っていたとしても）諸教団やその指導者たちを敵対視していたのではなかった。既にリーフのハラカ形成時の21年4月に、アブドゥルカリームはバヌワリヤガールの1教団の指導者にハラカへの協力を呼びかけていた（が拒否された。この頃からバヌワリヤガールのハラカはハブスと宗教税をその資金源としていた）。バイアによってアブドゥルカリームがムスリムの共同体から「聖戦の兵士の首長」として推戴されたことは、教団指導者たちをアブドゥルカリームとリーフ政府に協力させて従わせるための決定的ではないとしても非常に有力な証しなしいし拠り所となった。実際にその後、リーフ政府はいくつかの教団の指導者への接近をこころみた（24年3月にアラウィー教団など）。24年（月不詳）には、1教団指導者がアブドゥルカリーム（「我らが導師」と呼ばれた）に宛てた手紙で次のように述べた——「[リーフ] 政府 Makhzan は5 祈禱を遵守するよう命じられました。[教団の]「監察員たち」‘Umanā’ が各地を巡回して、誰が祈禱をおこなっているか誰が祈禱をおこなっていないかを調べて記載しています」、子どもをイスラーム学校に通わせているかどうか調べている。アブドゥルカリームはリーフの他にジバーラやシンハージャでも若干の教団指導者の支持を獲得した。しかし、結局ほとんどの教団指導者はリーフ政府の側につかなかった。本節冒頭で引用した『マナール』のインタビューでアブドゥルカリームはこれをあからさまに述べた——「宗教上の狂信主義が、私の敗北の唯一ではないとしても最も大きな理由だった。というのは、リーフでは[実際にはリーフよりもグマラ、ジバーラ、シンハージャで] 導師たちが大きな影響力を持っているからである。それはモロッコの他の地域や他のイスラーム諸国においてよりも大きい。私は彼らの支持なくしては動けなかった。私は彼らの支持を何

回も要請しなければならなかった」、「私は、私の国を教団の導師たちのくびきから解放するために全力を傾けた。教団の導師たちは自由と独立の道の妨害者である。トルコ [共和国] の方策は私をたいへんに喜ばせるものだった。というのは、イスラーム諸国は宗教上の狂信主義から解放されヨーロッパの人々をみならったときでなければ独立することができないことを私は知っているからである」（「ヨーロッパの人々をみなら」うとのアブドゥルカリーム（ら）の志向については3.2.2.参照）。¹³

諸部族を団結させてスペイン軍（それにフランス軍）と闘うことによって「国」を創成するために、アブドゥルカリームとリーフ政府は可能なかぎりの方策と手段に訴えた。なかでもムスリムとしての一体性ないし感情に訴えた——「政治的支持を得るために、私はときどき宗教的感情を利用しなければならなかったことを否定しない」（前掲『マナール』でのインタビュー）。それ故に、リーフ戦争はたしかに「聖戦」の要素を持つことになった。しかし今までの本論で明らかかなように、またアブドゥルカリームや少なからぬリーフ勢力指導者が理解していたように、リーフ勢力のもとで住民が闘ったのは外国軍・勢力の侵入に対する植民地抵抗戦争であって一般的な意味での「聖戦」ではなかった（25年6月、アブドゥルカリームは交渉のためにリーフに来たフランス軍人（3.2.1.(2)で後出）に語った——「私が聖戦をおこなっているとして批難する人がいますが、これはどのように見ても誤解だと言っておきます。聖戦の時代は過ぎたのであり、我々はもはや中世や十字軍の時代にいるではありません。我々はただ独立することを、[外国侵入者ではなく] 神だけによって統治されることを願っているだけなのです」（フランス軍人のメモによる）。ただし、これは「外」に向けての発言だったことにやはり注目せざるをえない）。ただいづれにしても、「内」＝現地では「共和国」も大統領も存在しなかった。多くの住民が受けとめ見たものは、「聖戦」のための国家とその「首長」だった。¹⁴

III. リーフ勢力反対派との抗争と独立のための交渉

3.1. スペイン軍の分裂工作とリーフ勢力反対派

アンワールの戦闘の直後つまりリーフ政治体が形成され始めた直後から、スペイン軍は直接の軍事的方法以外の様々な手段でもこれを潰そうとこころみだ。21年8月上旬には、アブドゥルカリームの友人で「友好モーロ人」のイドリース・ベン・サイドをアジュディールに送り込んで、スペイン軍に抵抗せんとするリーフ政治体の形成をやめさせようとした（1.1.,1.2.,2.1.で既出）。アブドゥルカリームがこれを拒否すると、イドリース・ベン・サイドは、形成されつつあったリーフ政治体の「閣僚」たちと個別に秘密に交渉してアブドゥルカリームに「その狂気の意図と奇妙な統治のやり方」を放棄させるのがよいとスペイン軍に進言した。スペイン軍がこのような工作をどのようにおこなったのかは不詳だが、部分的な成果は挙げたようだ（リーフ政府の最初の海相はスペイン軍と通じたようだ（1.2.参照）。そ

の後も、スペイン軍はイドリース・ベン・サイドに何回か同様の役を与えた。¹「モーロ人」に金銭を支払ってアブドゥルカリームとその弟を暗殺せんとする企図も少なくとも2回あった(22年9月、25年3月。前者では少なくとも高等弁務官まで、後者では軍人執行政府の暫定首相まで(それに、まず間違いなくこの時期に高等弁務官を兼ねていたプリモ・デ・リベラも)これらの計画を知っていた)。空爆によるアブドゥルカリームらの殺戮も執拗にこころみられた。²

しかし、2.1.5.でも見たように、スペイン軍人たちが徹底して採用したのは部族内・部族間の住民を相互に争わせる方策だった。枚挙にいとまないほどのスペイン陸軍文書がこれを裏付ける——バヌワリヤガル周辺の諸部族にもっと金銭を与えておけばアンワールのような事態は起きなかったのだ、「良き政策と金銭によってそう遅くない時期に、バヌワリヤガルにとって重大な脅威となるようなこれら3部族[バッキーフ、バヌヤタフト、バヌブフラー]の連合を組ませることができよう」(21年8月上旬)／バヌワリヤガルで「内部対立を起こさせるようにしなければならない」、まず捕虜解放の身代金をめぐって争わせるのがよい(21年9月中旬)／「政府の判断は、アブドゥルカリームの権威を破壊してしまう対立の促進と、アブドゥルカリームの威信を損なうような工作である」(22年7月、外相の高等弁務官宛の電報)／「さらに、敵陣営で既に起きている注目すべき対立を促進させて、それを利用して、反乱の長[アブドゥルカリーム]の非妥協的姿勢をやめさせるような党派をつくる」(同月)／今スペイン軍は部族間の対立をうまく利用している、こうすれば「現在、我々に敵対している諸部族の間の統一を破壊し、またアブドゥルカリームの威信に強力な打撃を与えることができるだろう」(23年9月)／「アブドゥルカリームに対して反乱を起こしている名士たちと連絡をとることが非常に大事で重要だと考える」(24年5月、高等弁務官のCGM司令官宛の電報)／「諸部族が非常に親密に接触するようになることを避けさせる」(24年、月不詳)など(2.1.5.で既引用の文書も参照)。³ リーフ勢力とその反対派勢力との抗争・戦闘はスペイン軍の工作の結果だったか、またそうでない場合でも少なくともスペイン軍によって歓迎されるものだった。以下、主要なリーフ勢力反対派を簡潔に見ていくことにする。

スリマン・ハッタービー アブドゥルカリームのいとこだったスリマン・ハッタービー(以下、スリマン)は、アブドゥルカリームの父が「友好モーロ人」たることを拒否し始めた頃にスペイン軍が獲得した「友好モーロ人」だった。スリマンは、アブドゥルカリーム家の「分裂」を宣伝するために、またバヌワリヤガル中心部でリーフ勢力反対派を組織するために非常に有効な存在だった。スリマンは、リーフのハラカの追及で既に21年4月にはバヌワリヤガルにいられなくなったが(1.1.参照)、スペイン軍に支援されて独自のハラカ(約300人?)を形成した。25年9月に始まったアルホセイマ上陸作戦ではスリマンのハラカがスペイン軍の一部を成した。⁴

ライスーニ ライスーニ派がリーフ戦争中のほとんどの期間にスペイン軍に支援されたリーフ勢力反対派だったことはほぼ明らかにされているので、それについてここでは詳述しな

い(1.1.,1.3.,2.1.1.参照)。とにかく、ライスーニはアブドゥルカリームやリーフ勢力による当初からの何回かの共同の要請を一貫して拒否した。ライスーニ宛の手紙の1つ(日付不詳)でアブドゥルカリームは次のように訴えた——「キリスト教徒に庇護されることをやめ、策略をはたらくことをやめて、敵と闘う勢力に加わりたい」、「態度を変えて、野心や実際にはない支配者としての権力を捨てて再び敵と闘うことになるなら、貴兄の威信による貴兄への尊敬の念がまた生じることになりましょう」。アブドゥルカリームが「聖戦の兵士の首長」として授権されたことは、シャリーフ(ムハンマドの子孫)を名乗り「聖戦」の長を自称していたライスーニの「正統性」を本人から、さらにもっと重要なことにはジバーラなどの住民や教団指導者たちからも取り除くことになった(ライスーニはアブドゥルカリーム宛の手紙の1つ(日付不詳)で、「私が持つシャリーフの血統という優越性」からしてアブドゥルカリームが自分に従わなければならないと述べていた)。ライスーニがスペイン軍と闘わないばかりかむしろスペイン軍に援護されたことが明白となって支持者が陸続と離反し、ついにライスーニがリーフ勢力軍に降伏したことは、リーフ勢力にとっては大きな勝利(スペイン軍にとっては打撃)となった。⁵

アブドゥルマリク アブドゥルマリクは、19世紀アルジェリアでの対仏闘争で知られたアブドゥルカーディルの孫であり、またアブドゥルアズィーズがスルタンだった時期にタンジェの警察隊長を務めたことがある故に政治的影響力を有していた。第1次世界大戦中にはアブドゥルカリームの父とともに反フランス宣伝に加わった。その後アブドゥルマリクは、アブドゥルカリームらのハラカに加わらずに、リーフ南部からシンハージャにかけての地域で独自にハラカを組織した(スペイン軍の情報では、21年4月にその人員は6千人。しかしこれは過大評価だろう)。アンワールの戦闘後にはアブドゥルカリームに協力する姿勢を示した——今まで相互の連絡がとれなかったが、「…私はリーフあるいはジバーラ[のハラカ]に加わってもよい」(21年8月19日のアブドゥルカリーム宛手紙。後者の返答は不詳)。しかし、アブドゥルカリームはそれ以前と同様にアブドゥルマリクを信用していなかった。21年秋(月不詳)のリーフ政治体あるいはその軍事組織の内部文書では、アブドゥルマリクは「リーフでスペインを利する騒動を引き起こそうとしている」と観察されていた。有力者としての自らの地位や影響力の保持がアブドゥルマリクの意図と見られていたのだろう。22年7月下旬に、新高等弁務官ブルゲーテはアブドゥルマリクの勢力をリーフ勢力と対抗させる策に出た(アブドゥルカリームに対抗できる有力者はアブドゥルマリクしかいない、「スペインは、アブドゥルカリームに対抗させるのにアブドゥルマリクを利用するのがよい」(22年7月下旬、ウジュダから(差出人は不詳)の外相宛手紙))。アブドゥルマリクもスペイン軍に資金・武器・弾薬を要求、スペイン軍は「我らが友人」、「山の我々の党派」(スペイン軍の用語)の要求にももちろん応じた(アブドゥルマリクに引き渡された金銭がまた様々な部族にばらまかれた)。リーフ勢力はアブドゥルマリクと通じた人々を逮捕した(22年12月)。23年1～2月にアブドゥルマリクはアマール・ビン・ハミドゥおよびビルキッシュ(両者について

はすぐに後述)とともに約千人のハラカを組織して、バヌアマルトでリーフ勢力を攻撃した。しかし、後2者との連携が不首尾に終わったことと何よりもハラカ参加者が増えなかったことで、この攻撃はリーフ勢力への脅威とはならなかった。24年6月以降、スペイン軍はアブドゥルマリクのハラカに7人のスペイン人将校と約300人の「原住民」兵、それにリーフ東部で徴募した約千人の「原住民」をあてがった(つまり、このハラカは事実上スペイン軍の一部となった)。しかし、同年7～8月のリーフ軍の攻勢の中でアブドゥルマリクが戦死したので、このハラカは潰えてしまった。⁶

アマル・ビン・ハミドゥとビルキッシュ アマル・ビン・ハミドゥ(以下ハミドゥ)はマルニサで、ビルキッシュはガズナヤでそれぞれ影響力を保持していた有力者だった。とくにハミドゥは、バヌワリヤガルと何らの友好関係も持っていないとされて、早くも21年8月初旬からスペイン軍の懐柔対象だった。ハミドゥのハラカのリーフ勢力への攻撃は22年7月、ビルキッシュのそれは少し遅れて22年9月に始まった。両者ともスペイン軍に武器・弾薬・金銭を要求した。もちろんスペイン軍はこれに応えた。同時にスペイン軍はこの間(22年7月以降)、両者間さらにはそれとアブドゥルマリクとの連合(三派リーフ勢力反対派連合)の形成を画策していた——「マルニサ [ハミドゥ派] とガズナヤ [ビルキッシュ派] の両部族の間には連合が形成されている。これをバヌツジンとアルマタルサの両部族にまで広げられるならば、反乱者 [アブドゥルカリーム] をたいへんな窮地に追い込めるだろう」(22年8月上旬、CGM司令官の高等弁務官ブルゲーテ宛電報) / 「私は、マルニサ、ガズナヤ、バヌワリヤガル高地地方における全てのアブドゥルカリーム反対派を使って、ちょっとした約束とわずかな金銭で強力な [スペイン] 支持派をつくった。この党派はアマル・ハミドゥを指導者とし、シャリーフ [このように自称していた] のアブドゥルマリクに支援されていた」(22年12月、ブルゲーテの政府への報告)。当初、リーフ勢力はとくにハミドゥに対しては強硬な姿勢を示さなかった。22年7月にアブドゥルカリームはマルニサに自らのハラカを派遣しつつ、ハミドゥをマルニサのカーイドに任命した。しかしリーフのハラカが去ると、ハミドゥはビルキッシュと連合しつつマルニサのリーフからの分離をはかろうとした。それでもまだリーフ勢力は慎重だった。23年2月上旬の部族代表会議(全リーフの部族代表が出席)の議題はハミドゥとビルキッシュへの対応方策だった(2.1.6.の表参照)。この会議は、「彼ら [リーフ勢力] と一緒になってスペインと闘う」(スペイン軍諜報員による)ことをハミドゥに要請することを決議したが、ハミドゥはこれを拒否した。スペイン軍がリーフ勢力反対派連合の強化をいかに望んでいたかは次の文書からも窺い知れる——「スペイン政府がこれらの部族の状況を解決するために諸君たちを援助しようと思っていることを貴君に伝えます。そのためには、アマル・ハミドゥ*とムハンマド・ビルキッシュ*とともに行動することが必要です。どのような理由があっても諸君たちの間で争いがあるてはならないのです」(23年3月。CGM司令官からそれぞれアブドゥルマリク(本引用文)、ハミドゥ、ビルキッシュ宛手紙。*印の人名は受取人以外の人名となる)。この2月にハミドゥとビル

キッシュは連合して、マルニサのリーフ勢力支持派を排除し始めていた。リーフ勢力との抗争は断続的に24年初頭まで続いたが（この間の23年11月、アブドゥルカリームはハミドゥをパシャに任命して取り込もうとした）、24年1月にリーフ勢力はハラカを派遣して、翌2月にマルニサを制圧した。ハミドゥ派には多額の科料（総額10万ペセータ）が課された。フランス領に逃亡したハミドゥは、その後アブドゥラフマーン派に協力したり、24年6月にリーフ勢力とフランス軍との対立が起こるとフランス軍に協力したりした。25年9月以降の西・仏軍共同作戦の一環としてフランス軍が南部から侵入すると、ハミドゥ（フランス軍とともにマルニサに帰還）もビルキッシュもフランス軍に協力した（後者は25年10月に死亡（死因不詳））。⁷

アブドゥラフマーン フランス領との境界地域にありリーフ政府の統治が及ばなかったバヌゼルワルを拠点としていた有力者アブドゥラフマーンは、さらにダルカーウィーヤ教団の指導者でもあり、自らの地だけでなくとくにリーフ東部などでも宗教上の影響力を有していた。それ故に、「政治的行動」の一方策として「聖職者に対しては、その位階制、威信、伝統的習慣の保持をきちんと約束して引きつける」というスペイン軍の方針（22年3月。2.1.注16に引用）の対象となりえた。アブドゥラフマーンはリーフ勢力に対して当初からはっきりとした敵対的姿勢を示したのではなかったようだ。しかし、リーフ政府がハブースからの収入や宗教税をその財政に組み込んで戦争目的に使用したことはアブドゥラフマーンの反発を生じさせた。23年9月、アブドゥルカリームはアブドゥラフマーンにリーフ勢力に加わるよう要請したが、これは無視された。リーフ勢力との対立の直接的契機は、24年4月の武装解除命令などを契機としたグマーラ住民の「リーフ人支配」に対する不満をアブドゥラフマーンが代弁することになったこと（と、それを利用して自らの地位と影響力を保持せんとしたこと）だった。24年4月に、アブドゥラフマーン派とリーフ勢力との戦闘が始まった。アブドゥラフマーンはバヌツジンのナースイリーヤ教団指導者の協力も取りつけた。スペイン軍も動いた——「[アブドゥラフマーンの] 宗教的威信は…文句なき権威を持っているので、これらの部族 [シンハージャ諸部族、それにガズナヤとマルニサ] へのその強い影響力は否定できない」、「このバヌツジンの [ナースイリーヤ教団の] 指導者と連絡をとって、彼を激励するのがよいのではないかと思う」（24年5月下旬、CGM司令官の高等弁務官宛電報。スペイン軍の実際の支援については不詳）。しかし、派遣されたリーフ軍勢を前にしてアブドゥラフマーン派は6月には休戦を余儀なくされた（以上、2.1.1.と一部重複）。アブドゥラフマーン派には科料が課された。その直後にリーフ勢力とフランス軍との対立が起こると、アブドゥラフマーンはフランス軍側についた。25年4月にリーフ勢力がフランス領に進入するためにバヌゼルワルを占領すると、アブドゥラフマーンはフランス領に逃亡し、リーフ戦争がほぼ終了するまで戻らなかった。⁸

3.2. 独立のための交渉

3.2.1. 保護国家との交渉

(1) 1.1.で見たようにアブドゥルカリームは既にアンワールの戦闘以前から、「無駄な血を流さないために」交渉によってスペイン軍と合意に至る道もけっして放棄しなかった。かのイドリース・ベン・サイドによると、21年8月上旬にアブドゥルカリームは前者に次のように語った——「高等弁務官が派遣する代表团とリーフとスペインの間の和平を交渉することには、この和平が彼〔アブドゥルカリーム〕に寄せられた部族の人々の信頼をこわすものでないかぎり、何らの不都合もないでしょう」、「スペインとリーフの両代表团によって境界が示されて、それが両者によって合意され受け入れられたならば、両者のいずれもがそれを侵さないことです」。既に知られているように、その後の何回かの交渉において、結局スペイン(軍・政府)はリーフの「境界」を認めることはなかった。この時点でアブドゥルカリームはリーフの「境界」をリーフの独立=保護国家スペインと完全に分離した「国」の意で考え始めていたと見てよい(1.2.参照)。いずれにしても、翌9月にリーフ政治体の中で「リーフの完全独立」が決議されたこと(「民族協定」、1.2.とその注2参照)を経て、同年末までにはリーフ政府はその独立承認をスペインに要求し始めていた。スペイン人捕虜解放条件の1つとしてリーフの独立承認(この時期のリーフは実際には中部リーフのこと。リーフ政府側は「バヌワリヤガールの独立」と言っていた)を掲げたのである(これについては、前稿1.1.2.で述べた)。スペイン側は独立承認要求には全く取り合わず、実際にアンワールの戦闘以後つまりリーフ政府成立以後、リーフ政府とスペイン側との間ではスペイン人捕虜解放に関する交渉がおこなわれただけだった(23年1月、自由派連合政府の下で捕虜解放が実現した)。¹

リーフの独立要求についてのリーフ政府側の交渉呼びかけにスペイン側が初めて応じたのは23年4月だった。同月のアルホセイマでの交渉でリーフ政府代表(ブドゥラ。後に3代目の陸相となる)は述べた——「我々の主権と独立についての考え方は自由な諸国民と諸国について語られるときに用いられるものと同じもの、全く同じものです。ある国の政府が自らに關することについて何ら外国から介入を受けることなく、全く自由に行動できることです」、「我々の領土と治安が危険に陥ったときに、それを維持するためにあなた方の力を要請することがあるかもしれません。…しかし、今のところあなた方の作戦軍が直ちに介入する必要はないでしょう」、アルヘシーラス議定書に基づく保護国とその下でのスルタン体制は受け入れられない、それでは「独立の権利を奪われた死んだ国民」となってしまう。スペイン側がこのような主張を認めるはずはなく、交渉は中断した。5月にスペイン側は、今回もイドリース・ベン・サイドと捕虜解放交渉を成功させたエチェバリエータを立ててリーフ政府と交渉させた。このときにイドリース・ベン・サイドは、リーフ政府の指導者たちは彼らの周囲の人々より非常に「優秀」なのだから「下層の連中」に影響されないようにとアブドゥルカリームに語りかける持ち上げ策(アブドゥルカリームらと住民の分断をはかる)にも訴えた。²

翌6月上旬にアブドゥルカリームが招集した部族代表会議（2.1.6.の表参照）は、以前よりかなり譲歩した和平提案をおこなうことを決議した。この決議の内容は「リーフ自由王国の長」アブドゥルカリームの名でスペイン側に伝えられた——「リーフ王国」はアルヘシーラス議定書に拠るスペインの保護権を受入れる、「スペインはその保護国体制の下でのリーフ王国の独立を承認する」、リーフ王国の長は外国人ではない、リーフはスペインの政治的援助を受入れるが軍事的援助は受入れない、リーフはフランスによって任命されたスルタンの〔政治的〕権威を認めずその宗教的権威のみを認める、リーフは鉱山採掘・商業・農業上の各特権をスペインに与える（スペイン人植民地評論家のスペイン語文に拠る。原文通りではない可能性がある）。それまで拒否していた保護国体制を今回は受入れた理由はわからない。保護国体制を認めても（それでスペイン側の譲歩を引き出して）、その代わりにリーフの独立を承認させることができるならば実質をとれると見たのだろうか。経済上の便宜も引き出せると見たのだろうか（スペイン側の交渉代表者の1人だったエチェバリエータはリーフの資源に関心を持っていた資産家だった）。他方で、今回はスルタンの政治的権威の否認を打ち出した（これは「リーフ王国」の名称と関係するかもしれない）。いずれにしても、スペイン側は「リーフ王国の独立」は交渉の対象とならないとし、スルタン（とハリーフア）の承認も迫ったので、リーフ側の新提案は拒否された。リーフ側は交渉継続を呼びかけたが、結局7月末に交渉は中止された。7月末に外相アザルカンがスペイン側交渉代表者に宛てた（当事者や研究者にはよく知られた）書簡はリーフ政府の立場をよく表すものなので、やや長くなるが以下にその主要部分を所引する。

「近代的基礎と市民的法に拠って成り立っているリーフ政府は、政治的にも経済的にも自らが独立していると考えており、全ての人民と同様に、今まで数世紀にわたって生きてきたように自由に生きたいと思っている。リーフ政府は、他のいかなる国家でもなく自分たちこそが自らの地を有する権利を持っていると考えている。リーフ政府は、スペインの植民地派は抑圧者でありまた篡奪者であって、リーフ政府に保護権を及ぼそうとどののような権利も有しないとみなしている。実際にリーフはこの保護権を承認したことは全くないし、今後もけっして承認せずに、それを全面的に拒否するものである。リーフ政府は自分たちで自らを統治することをはっきりと主張し、かつその正当で文句なき権利を獲得するために奮闘するものである。リーフ政府はあらゆる当然の手段で自らの完全な独立を守る。リーフ政府は、植民地派が外国の利益に長きにわたって仕えつつ自分たちの野心やありもしない権利のためにスペイン人の血を流させる前に、当然で正当なことを要求する我々の権利を理解してくれるだろうスペイン国民とその良識ある人々を前にして抗議の声を上げるものである。植民地派が自らを省みるならば、自分たちが間違ったことをしていることがわかるだろう。彼らは、植民地は自らにとっても利益とはならないのに、植民地化という不当な主張によって自らの国を破滅させていることをまもなくわかるだろう。手遅れになる前に植民地派は現在の状況を変えなければならな

い。リーフ政府は、スペインの植民地派がやろうとしているいかなる敵対的行為についても文明世界と人類の前でも抗議し、どんなに生命と財産が失われることになったとしても自分たちにはどのような責任も関わりもないと考える。それ故、リーフを侵略しリーフを辱めリーフの人間としての正当な権利を踏みにじるのではなく、リーフと平和に暮らし、リーフの権利と独立を認め、隣人関係を保持し、リーフ人民 al-sha'b al-rifīyaとの絆を強めることはスペイン自身にとっても利益となることをあなた方がどうして理解できないのか我々にはやはり不思議である。このことは文明の原理とも [第1次] 世界大戦の後に締結されたヴェルサイユ条約とも合致している。この戦争から、人類は侵略・篡奪・傲慢がもたらしたのを見出したのである。このとき全世界の人々は、人間をないがしろにする術はないこと、理性の見方からしても自然の見方からしても各民族 umma が自らのことは自らが自由におこなえるようにすべきことを理解したのである。暴力や強力は権利を前にしては意味を持たなくなったのである、「それ故に、リーフ政府とその独立とを承認して共通利益のために交流するならば、リーフとたいへん仲良く暮らすことにスペインにとって何ら不名誉なことはなかろう。そのうえ、そのときにスペインは高潔さと榮譽とを持ち合わせることになろうし、さらにその歴史に新たなページを付け加えることになろう」、「あなた方が自らの家であなた方を支配しようとし人々を捕えようとする外国人の攻撃を受けたときのことを想像されたい。彼らが持ち出す権利だとか主張だとかは何であれ、あなた方はこの征服者に服従するだろうか。女性までも一緒になってあらゆる力であなた方は防衛するだろうと思う。あなた方は辱めや奴隷となることを絶対に受入れないだろう。あなた方自身の歴史がこのことを証明している。リーフとその全ての人々についても考えていただきたい。リーフの全ての人々は権利のためには死んでもよい、また、あらゆる尊厳にも優る1つの尊厳 [自らの独立の権利] を守るのだと固く信じている。リーフの全ての人々は植民地派がその悪意を断念するか、あるいは自分たちが1人残らず死んでしまうまでこの信念を翻すことはないだろう」。

この文書は、スペイン人一般と「植民地派」を分けていること、「植民地派」に対して諭し諫めるような対応をしていること、第1次世界大戦以後の民族自己決定の公的論調を知っておりそれを援用していること、さらにスペイン人自身の歴史や現在・未来のあり方にも訴えていることにおいてやはり注目すべきものである（「リーフ共和国」を名乗っていないことも付け加えておくべきであろう）。³

プリモ・デ・リベラのプロナンシアメントを知ったアブドゥルカリームは、スペインは「危機的状態にある」のでスペイン軍が攻勢に出ることはない住民に説明した (RGC, 21-IX-23)。この見通しはある程度まで正確だったと言えるだろう。⁴ 実際にプリモ・デ・リベラ政府の成立以後には、スペイン側が様々な方法でリーフ政府に交渉を申し入れた。容易に推測されるように、そのいずれもリーフの独立を承認するものではなかったから、25年3～5月に一時的に交渉がおこなわれただけで、結局、本格的交渉がおこなわれることはなかつ

た（これらについては前稿3.1.1.で述べたので、本稿での詳述は避ける）。ただ、リーフ政府の対応に微妙な変化が見られたこともあった。スペイン側の交渉申し入れについての24年4月下旬のアブドゥルカリームのプリモ・デ・リベラ宛書簡（スペイン語文。「リーフを代表して」とのみあり、リーフ政府の名もアブドゥルカリームの役職名も記されていない）では、リーフの「完全独立」の承認が交渉の前提条件だとされたうえで、「2 地域 [リーフ東部以東およびジバーラの北部と西部] にいるスペイン軍の境界 una frontera までの撤退が交渉の中で議論される」とされた。これは、スペイン軍のスペイン領からの全面撤退にはかならずしもこだわらないとの意ととれる。西部地域でスペイン軍の撤退作戦がおこなわれていた24年10月には、リーフ勢力は、現在おこなわれている交渉の結果によってはスペイン領が2つに分割される [そのうちの1つがリーフ政府の領域となる] と住民に宣伝したようだ (RGC, 22-X-24.2.3.でも引用)。他方で、撤退作戦がほぼ終了した同年12月中旬頃、リーフ政府の中には、スペインがスペイン領から撤退したら、新たに (旧) スペイン領を占領する植民地国家 (イギリスあるいはフランス?) が現れるだろうとの認識があったようだ (スペイン軍情報部日報)。リーフ政府は、25年6～7月の西仏マドリード会談後の西仏両政府共同の交渉申し入れを拒否した。今まで見て来たことからすれば、いずれは決裂する交渉にリーフ政府が応じなかったのは当然だろう (プリモ・デ・リベラ政府もリーフ政府が応ずるとは思っていなかった。以上についても、前稿3.1.2.参照)。⁵

(2) 前稿で述べ、また本稿の2.2.(1)でも触れたように、フランス当局は23年まではリーフ勢力との衝突を避けようとした。もちろんこのことはリーフ勢力にとって非常に有利に働いた。実際に、リーフ政治体が形成され始めた21年10～11月にかけて、フランス領でフランス当局代表とリーフ政府代表 (ハドゥ・ビン・ハムウ。以下ハドゥ) とによる非公式とはいえフランス領統監リヨテも承認していた重要な交渉がおこなわれた。この交渉で、リーフ政府がフランス領との境界に税関を設けることとリーフ勢力内の住民のフランス領での物品購入が承認され、またリーフ政府のフランス (フランス領モロッコとアルジェリアを含む) での軍用品や自動車さらには航空機の購入も認められたのである。12月中旬から翌22年1月にかけては、リーフ政府代表団 (ハドゥの他に外相アザルカンと内相) が再びフランス領に来て、フランス側との会談がおこなわれた。この会談では、スペイン領とフランス領の両地域に住んでいたバヌブヤヒ部族の住民とアブドゥルマリク派とへの両者の対応の調整が課題とされた。前者のスペイン領側の住民の多くはリーフ勢力に協力していなかった。後者については、フランス側はアブドゥルマリク派が反フランスの行動をとることを恐れたが、リーフ政府側はこの時点ではまだアブドゥルマリク派との協力の可能性を排除してはいなかったようだ (しかし、上記2点についての両者の合意如何については不詳。フランス側の主張がリーフ勢力のアブドゥルマリク派への対応 (3.1.参照) に影響を及ぼしたことも考えられるが、それについても不詳)。22年4月に、ラバトから来たフランス人将校が非公式にアブドゥルカリームと会見した。翌5月には、ハドゥがリーフ政府の非公式代表としてラバトに行き、リヨテの

部下と会談した。フランス当局側は今回もリーフ・フランス領間の交易と通行の規制をしないことを約したうえに、リーフ政府が諸外国にその代表を置くことの便宜についても示唆した（この5～6月にリーフ政府代表がフェスにも行ったようだ）。もっとも、リーフ政府がフランス当局の友好的姿勢をそのまま真に受けていたのではないことも確かである。22年3月、アブドゥルカリームは、（捕虜となったスペイン軍将軍に対して）フランス当局の意図は「スペイン人とモロッコ人〔リーフ人〕を闘わせて、自らの手は全く汚さずにその後全て〔のモロッコ〕を獲得しようとするのだ」と語った。アブドゥルカリームはこの時点でのフランス当局の植民地主義的遠謀深慮の一端をかなりの確に見抜いていたと見てよいだろう。実際に、上述のようにしばしばリーフ政府代表の任を担ったハドゥ（リーフのハラカの指導者でもリーフ政府の役職者でもなかった）がフランス当局と関係していたことは間違いない。アブドゥルカリームは、ハドゥを次第に信用しなくなった。⁶

23年3月頃から、シンハージャ地域およびマルニサのそれぞれのフランス領との境界地域では住民とフランス軍がしばしば衝突した（この原因として、後出の①、②を挙げうる）。リーフ政府は、これは自らの意ではないこと、リーフ政府地域とフランス領との境界を定めたい、さらにリーフ政府はフランス当局に対して敵対的行動をとらないことをフランス当局に伝えた。やや後のことになるが、24年4月のハドゥ（アブドゥルカリームの「公式代表」とある）のフランス軍フェス地区司令官宛の手紙は次のように述べた——リーフ勢力がフランス領アトラス山脈地帯の「反乱者」たち〔同地帯にあった2地域の諸部族のフランス支配への抵抗運動。30年代初頭まで続いた〕と連絡をとっているという噂が流されているがこれは虚偽である、ハミドゥ派の拠点だったマルニサは「〔リーフ勢力への〕反対者の巢窟」だったので我々は彼らを黙認できなかった、アブドゥルマリクを隣人とすることもできなかった、フランス軍がマルニサを占領するというのならアブドゥルカリームはマルニサの住民を武装解除するようにリーフ兵力に命令してマルニサの住民がフランス軍と闘わないようにするであろう、「リーフ側はどのような状況でもフランスに対して敵対的行動をとらないだろう」、フランス領から来る商人たちは歓迎される、「我らがスルタンへの我々の大なる尊敬と忠誠」を表明したい（フランス当局またスルタンへの友好的姿勢を強く打ち出していることからして、ハドゥがこの手紙に手を入れたか、あるいはハドゥ自身がこの手紙を作成した可能性もある）。しかし、24年2～8月の間にまさにハミドゥ、ビルキッシュ、アブドゥラフマー、アブドゥルマリクにそれぞれ指導されたフランス領との境界地域のリーフ勢力反対派が次々とリーフ勢力に屈してリーフ勢力が直接にフランス軍と対峙するようになったこと、とくに同年6月にはスペイン軍の撤退作戦計画が明らかになったこと（フランス植民地主義派にとっては、スペインがモロッコを「平定する」「義務」を放棄）はフランス当局のリーフ勢力に対する姿勢を大きく転換させることになった。24年6月下旬以降、バヌゼルワルからアルマタルサにかけての境界地域でフランス軍とリーフ勢力のハラカとの間の戦闘が断続的に起こった。フランス軍はフランス領内の部族の1カーイドをけしかけてリーフ勢力に反対す

る宣伝をさせた。このカーイドのハラカとフランス軍がスペイン領地域に入ってきたこともあった。この要因としては以下を挙げうる——①そもそも上記境界地域の住民がスペイン領・フランス領なる外からの線引きを認識も承認もしていなかったこと、②（①と関連して）フランス領（とされた）側の住民の間でリーフ勢力への呼応・協力・期待が生じ始めたこと、③（②と関連して）上述のようにフランス当局がリーフ勢力の影響力拡大を抑えようとし始めたこと、④リーフ勢力に屈したハミドゥ派・アブドゥッラフマーン派・一部のアブドゥルマリク派がフランス当局を後ろ楯とし始め、またフランス当局も彼らを利用したこと。しかし、リーフ政府指導部はまだフランス当局との対立を回避しようとした。そのためにリーフ政府は再度、フランス領とリーフ政府地域との境界を確定することをフランス当局に提案した。24年7月にアルマタルサでは、フランス領に侵入しようとする住民は罰せられる、これはフランス領との交易の中断をもたらしてしまうとの触れが出された（RGC, 9-VII-24. おそらく他地域でも同種の触れが出されたと考えられる）。『回想記』でも「私は〔フランス軍に反対する境界地域住民の〕自発的な動きをやめさせようとした」とある。25年3月、フランス当局は、バヌゼルワルはフランス領に属する、それ故にバヌゼルワルへの侵入は「敵対的行為」とみなすとリーフ政府に伝えた。⁷

25年4月のリーフ勢力のフランス領への進攻がフランス軍との全面的な戦争をも予期してなされたのかどうかはわからない。『回想記』は次のように説明する——「私はフランスを攻撃することをけっして認めなかった。しかし、1925年4月に、一方では私の意思は事態に流されていた。諸部族は活気づいていた。それに私は首長だった。他方では…私は理想、つまり我々の成功によって力を得た願望を持っていた。私はリーフの独立を夢見ていたのだ」、「起こるべくして起こることは何物も止められないのだ」、「スペイン領で勝利し続けていた我々の部族はフランス領の側でも勝利すると思っていた」、かくして「相重なる3つの戦争〔対スペイン軍、対フランス軍、対リーフ勢力反対派〕ということになった」、「フランス軍のバヌゼルワルとワルガ川地帯〔バヌゼルワル南部一帯〕への前進は諸部族にはフランス側からの宣戦布告とみなされた」、「最も重要なことはフランスに従っていた諸部族がフランス政府に対して反乱を起こしたことだった」、「私は私の兵士たちに〔フランス軍との〕接触を避けるように、動かないでいるように命令した。しかし、フランスの参謀本部は諸部族から徴募した強力な兵を我が軍に対して差し向けた」、諸部族は私の制止を意に介さずにフランス領に進入した、「私は諸部族に引きずられたのだ」。アブドゥルカリームが認めるように、リーフ勢力指導部が「事態に流されていた」という要素は否めないだろう。それは上に見たようなリーフ勢力支持の諸部族の動きについてだけではない。リーフ軍事組織はフランス領への進攻のための作戦計画を立てていたが、明確な進攻目標を持っていたとまでは思われなからである。25年6月下旬のフェスのカラウィーイン大学長宛のアブドゥルカリームの手紙(2.3.でも一部を引用。他のウラマーにも渡すようにとあった)は、キリスト教徒によって買収されて「聖戦」を放棄したスルタンを批難し、「権力は、神の書と…法に則って人民とともに

にある者 [=アブドゥルカリーム] に与えられるべきである」と述べていた。この手紙は、リーフ勢力がフェスのウラマーとスルタン批判者たちの支持を得てフェス制圧の「願望」を成就せんとする意図の一環として出された。しかし、リーフ軍勢はワルガ川地帯を越えたもののフェスまで行くことは（でき）なかった。⁸

他方で25年6月初旬、アブドゥルカリームはリヨテに手紙を出して、フランスとの交渉を申し入れた。フランス当局もこれを受けたので、マドリードでの西仏会談が始まった直後の同月下旬、ティムサマンでアブドゥルカリームとフランス当局代表の軍人との会談が成った。アブドゥルカリームは語った——「私は現在の状況を嘆いています。私は常にフランスとの和平を切に望んでいました」、「私はまだ私の全兵力をフランスとの戦争のために派遣してはいません。あなた方 [フランス軍] と闘っている諸部族を指揮し組織するために若干の兵を送っているだけです」、「私にはフランスがリーフを征服しようとしていることに疑いの余地がありません」、「フランスがリーフの独立を承認し、リーフがフランス領でのフランスの統治権を認める」という協定を結びたい、スルタンの承認如何などは今はどうでもよいことである（フランス軍人のメモによる）。フランス軍との戦闘の前線地域で、上掲の内容のようにフランスの統治権を認めるのでフランス領から撤退する（せよ）と宣言したら、現地の諸部族の動揺は免れなかっただろう。いずれにしても、もちろんフランス側はリーフ政府側の提案（この提案は西・仏間を分断しようとする意図も持っていた）を受入れなかった。マドリードで西仏協定が成った後の8月下旬に、アブドゥルカリームの名でフランス議会へのアピールが出された——「我々がほとんどスペインから解放されようとしたとき、我々はフランスによって攻撃されました。我々はフランス国民が小さな国民を常軌を逸したように殺戮するのをやめるようフランス国民に訴えます」、「我々はいま一度、フランス国民と平和に生きようと思っていることを宣言します」（『ユマニテ』に掲載）。西・仏保護国家がリーフに共同侵攻した後の同年11月下旬、リヨテに替わった統監ステーグの交渉優先姿勢もあって、リーフ政府は「完全独立」を降ろして「自治」を掲げるという大きく譲歩した交渉条件を提示した——スルタンを「宗教上の長」として受入れる、リーフ政府は対外的代表権を持たない（しかし代表権を持つのはスペインでもフランスでもない）、リーフ政府は輸出品への関税権と独自の軍隊を持つ、スペインの領域をメリーリャ・セウタ・ララーチェとそれぞれの周辺とする、ジバーラおよびワルガ川地帯にあってフランス領に属するとされたいくつかの部族はリーフに属する、リーフ国家の首都をテトゥワンとする、リーフ国家の長は「首長」‘Emir’の称号を持つ（英文。2.3.でも一部を引用した）。リーフ政府はキャニングを介してフランス政府に上記の交渉条件を提示した。フランス政府はスペイン政府との協定により個別には交渉に応じられないとし、結局、両政府ともリーフ側の提案を拒否した（25年12月～26年1月）。⁹

これ以降の、フランスによる交渉の提起（26年3月）、ウジュダでの仏・西両政府代表团とリーフ政府代表団の会談（4月～5月初旬）、会談の決裂と西・仏両軍の攻撃開始（5月

初旬)については前稿で述べた。リーフ勢力指導部には、アブドゥルカリーム・アザルカンなどの交渉優先派とアブドゥルカリームの弟・陸相ブドゥラなどの戦闘優先派がいたと指摘されることもあるが、その確証は無い。いずれにせよ、フランス（とくに軍人）とスペイン（政府も軍人も）の両保護国家がリーフの軍事的制圧を既定の方針としていた以上、リーフ政府がいくら譲歩したとしても交渉による戦闘中止はきわめて難しかっただろう。ウジュダでの会談が決裂した日にリーフ政府代表団の1人だったアザルカンは「決裂は不可避だった」とラジオ向けの声明で述べた。他方で『回想記』は言う——「ウジュダ会談によって、私はフランス人とスペイン人が完全に一致していることがわかった [だから、もはや両者を分断できない]。私は義務によって絶望的な闘いをまた始めた」（付言しておく、フランス政府・軍が関わった交渉においても、「リーフ共和国」の名称が使われたことはないようだ）。¹⁰

3.2.2. 国際的認知のための活動

自らの独立を承認させるためのリーフ政府の活動は「国」外でも多様に展開され、またそのための発信がなされた。

まず、英・仏の政府とその世論を動かすために代表団が出かけていった。22年1～2月に、前月にフランス領に行ったリーフ代表3名(3.2.1.(2)で既述)がリーフに戻らずに(ブルマンセ・セイのはからいとフランス政府の黙認のもとで)アルジェリア経由でそのままパリに行った(スペイン政府はこれを知って、フランス政府に対して抗議した)。フランス政府から何らかの支持や援助を引き出すためだった。ただフランス政府の公式代表とは会見できずに、パリの新聞に来訪記事が載っただけだった。同年6月にも前回と同じ3名が再びパリに行った。今回もフランス政府の公式代表との会見は成らなかったが、とくに武器と航空機の購入のための交渉がおこなわれた。翌7月には、別の2名の代表がロンドンに行った。これはアルナルのはからいで実現した。代表たちはリーフ政府の承認を求める国際連盟宛の書簡(後出)をイギリス政府に渡そうとしたが、これも成らなかった(スペイン政府はリーフ政府の代表と会見しないようにイギリス政府に要請した)。ただ、8月初旬のイギリス議会では1議員がリーフ代表と会見すべきだとの発言をした。翌23年6月には3度目の代表団がパリに行った。2名の代表のうちの1人はアブドゥルカリームの弟自身だった。今回もフランス政府との会見は成らなかったが、代表団は社会共和党の指導者で元首相の国会議員パルヴェそれにフランス共産党の国会議員と会見した。さらに、リーフの社会的・経済的基盤の整備や鉱山開発のための契約を英・仏・独の諸企業と結んだ。しかし、これらの契約は詐欺同様のものだったので、それはリーフには何ももたらさずに幻滅のみを与えた。『回想記』でアブドゥルカリームの弟は言う——「我々の目的は、我々がリーフを組織するために必要な十分に信用のおける支持と十分に役立つ援助をパリで得ることだった。つまり、我々が自らの手段で進歩のあらゆる便宜をリーフに備えさせることだった」、しかし「結局、この訪問は我々にはどのような良い結果ももたらさなかった」。¹¹

次に、リーフ政府の代理人ないし協力者として、また「国」外でのリーフ政府代表者として外国人を登用した。22年5月、当時「国」外での物資買い付けや宣伝の仕事をしていたかのハドゥはアブドゥルカリーム宛の手紙で述べた——外国の友人たち [3.2.1.(2) で見たように、フランス当局あるいはブルマンセ・セイなど] は、「新聞や政界での宣伝」のためにリーフ政府が外国でその代表者を任命するのがよいと言っている。この示唆は約1年後に実現した。23年6月にパリに行った前述の代表団がその滞在中に、ガーディナーを「リーフ共和国」の在ロンドンの大使・臨時全権大使・顧問に、他の人物を在パリの大使・経済顧問に任命したのである（後者の活動については不詳）。以下、今までの本稿でも何回か現れたこれらの代表者や代理人たちの活動（の実態）とその意義について簡潔に見よう。まず、ガーディナーはイギリスでリーフ支援の活動をしていた軍人だった。しかし、ガーディナーの真の目的はリーフへの武器販売と経済利権の獲得だった。23年4月にガーディナーはアブドゥルカリームの弟と、前者が100万ポンドの融資をするかわりにリーフ側は鉱山をはじめとした様々な経済利権を前者に譲渡しまた前者に公共的工事を請け負わせる（利益の40%はリーフ側に引き渡す）との契約を結んだ。しかし融資がなされることはなく、この契約は全く果たされなかった。さらにガーディナーはリーフ国営銀行設立の委託契約も果たさなかった（2.2.(1)参照。ガーディナーはイギリス海軍の特別情報部員だったと断定する論者もいる）。

次に、タンジェ居住のイギリス人で1918年の選挙で労働党から立候補した（落選）ことがあるアルナルは、21年11月頃からリーフ支援とともにイギリス鉄鋼業のために有用だとしてリーフの鉱山開発をイギリス政府に要請していた。22年6月にアルナルはリーフに行つてアブドゥルカリームと会見、その後に前述の2名のリーフ代表のロンドン行きに同行した。ロンドンでアルナルはアブドゥルカリームから託された新聞向け声明を発表した——「スペイン人によるあらんかぎりの宗教的憎悪や虐待がなければ我々は戦闘を宣言しなかった」、「我々は平和・秩序・交易・世界全体との連携を望んでいるが、スペインが我々を絶滅せんとするかぎり我々の自由と我々の宗教を守る。我々はヨーロッパ人と同じように自分で統治できるし、スペイン人よりもうまく統治できる。我々は、キリスト教国であれイスラーム国であれ多くの小国が要求してきたように我々の権利と独立を守る。我々は現在、小共和国を組織している」（アルナルが本声明に手を加えた可能性もある。2.3.で一部を既引用）。アルナル（25年に死亡）のリーフ支援の真意は不詳だが、それはガーディナーのように自らの経済的利益（さらには策略）のためだけではなかったようだ。最後に、やはりイギリス人のキャンニング（やはり軍人だった）は25年7月にロンドンでリーフ委員会Rif Committeeを設立し、自らはその書記長となった。リーフ委員会は次の綱領を掲げた——リーフ人の闘いの支援、リーフ人の交戦権の承認、リーフ国家の国際連盟での承認、医薬品をリーフへ、新聞への投書や議会での要請、など。アルナル死亡後、既に見たように（3.2.1.(2)）リーフ政府は対外的交渉のための仲介をキャンニングに頼った（「あなたは我々の唯一の代表です」、26年1月のアブドゥルカリームのキャンニング宛手紙）。しかし、リーフの鉱山利権をねらってアブドゥルカリーム

に取り入ろうとしたドイツ人ハックランダー（以前はガーディナーと組んでいた）がキャンピングに協力したことからも、キャンピングのリーフ支援の意図も上掲の綱領通りではなかったようだ。以上の3人も、ハックランダーも、ブールマンセ・セイも、またアブドゥルカリームと連絡をとっていた『タイムズ』通信員のハリスも（「ハリスは私をだました」、『回想記』）、つまり、リーフ政府が「国」外での代表者ないし代理人・協力者として依拠した外国人のほとんどはリーフ政府が望むように動いたわけではなかった。リーフ政府は自らに少しでも援助の手を差し伸べようとした外国人たちに飛びついたと言ってもよいだろう。リーフ政府は、経済利権の中心だったリーフの鉱山開発のために、何人かのヨーロッパ人に現地（バヌワリャガール。以前から採掘されていたリーフ東部の鉱山はスペイン軍占領地域にあった）を見学させることもした（しかしリーフ戦争後に、バヌワリャガールには鉱業資源がほとんどないことがわかった）。¹²

さらに、リーフの独立を承認するように国際連盟に訴えた。早くも21年9月にブールマンセ・セイは（おそらくリーフ政府の要請によるというよりも自らの発意で）リーフの独立承認を国際連盟に訴えた。同年12月には「リーフ軍司令部」からアブドゥルカリーム名の書簡がイギリス政府宛に出された——「これら [リーフ諸部族] の地域は、統治権力を独立して行使するために自身で政体を定めました」、「我々は、現在まで我々が生きてきたこの独立を維持しようと願う自由な人民ですが、また生活とそれに必要なものについては文明化したヨーロッパによって手引きを受けなければならないことを認めています」、「我々は戦争を望んでいませんが、不名誉は受入れないでしょう」、「我々は、我々を文明化するためだと言って自らの文明を主張している国 [スペイン] はこの重要な事業を成し遂げる能力を持っていないとみなしています。我々はこの国の文明化の努力に反対しているのではなく、この国による抑圧と横暴な行為に反撃しているのです」、「私は、本状での私の主張を公正な国々にとくに貴国の国際連盟代表に届けていただきたいと思います」。22年7月にロンドンに行ったリーフ代表がイギリス政府に受け取りを拒否された国際連盟宛書簡は同年9月にアルナルによって連盟に送られた。この「モロッコのリーフの現在の政府」名の書簡がリーフ政治体について述べた部分は既に1.2.で引用したが、その中でも他にも主に次のことが主張された——「我々は、スペインと平和のための交渉をしたい」（第1項）、「我々は、我々とスペインの間の地理的境界の画定について合意したい」（第2項）、「我々は、以上の要求が [国際連盟の] 現総会で検討されることを求める」（第11項）（アブドゥルカリームら4名の署名がある）。この書簡には「独立」承認の文言は見られないが、事実上それが要求されている。さらに、リーフ政府の設立は連盟設立の趣旨と合致すると主張されている（1.2.で引用した第3項には、「我々は国際連盟の希求するところによって完全に承認されて、現在、我が国を統治している」とある）。この書簡にはアブドゥルカリーム名の「文明的諸国へ」という文書（英文）が付されており、それはやはり同時にアルナルによって国際連盟に送られた。この文書は、今までに見たいくつかの文書と同様にスペインの侵入が現在の戦争を引き起こしたこととリー

フは自らの統治権を持つことを主張したうえで、ヨーロッパの「文明」に訴えた——「今、再び人道への〔ヨーロッパ〕諸国の援助を訴える」、今こそヨーロッパは自らが主張してきた「文明の規範を支持し人道を高めること」を実行に移すときだ、「攻撃者に対して虐げられている者を擁護するために立ち上がるべきだ」、援助がなければ「弱者」は「自己崩壊」してしまうだけだ、スペインの軍人たちは「自分たちは文明人だと言っているが、実際には盲目的征服者に過ぎない。改革者でも保護者でも全くない」、「リーフは近代的な文明に反対しているのでも改革を嫌っているのでもない」、「スペイン人の下で苦しんでいる人々に対してヨーロッパの政界の人々がドアを閉じているのには、何か人種的あるいは民族的偏見があるのか?」。23年7月には「リーフ共和国政府」名での「〔リーフ〕国家の声明と諸国への宣言」（英文）が今度はガーディナーによって国際連盟に送られた——リーフは200万の人口を有しており、「1920年6月10日以来、近代的な共和国政府を持っている」〔人口も日付も実際とは違う。上記日付の理由は不詳〕、リーフは独立を守るために最後まで闘う、しかし、リーフの資源開発のためならばスペインをも含めて外国人商工業者を歓迎する、「リーフは既に21年に在タンジェの英・仏・米・伊の大使に共和国宣言を通知した〔この通知の存在如何も不詳〕が、今一度これを各国外相に宣言する。リーフは全ての諸国がアジュディールに領事館か外交代表部を設置することを要請する」（「リーフ共和国大統領」アブドゥルカリームほか4「閣僚」の署名がある）。この文書は「国」外に向けては「リーフ共和国」を強く打ち出そうとした典型例である（しかし内容の不正確さからして、署名者自身の手になるものか疑われてよい。ガーディナーが作成した可能性もある）。リーフ政府はその後もリーフの独立を国際連盟で承認させようとの活動をおこなった（25年9～10月にはハックランダーにも依頼した）。しかし以上のような何回かの訴えにもかかわらず、結局、国際連盟からは何の反応も（書簡や文書に対する返答も）なかった。¹³

ところで、リーフ政府指導部は「リーフ共和国」の政体名だけでなく、今まで見てきたような「国」外での活動も「内」にはあまり知らせなかったようだ。大多数の住民にとっては、要請のために異教徒のところに行くこと、ましてやヨーロッパの「文明」を受入れると宣言したりヨーロッパが自ら主張して来た「文明の規範」を実行せよと言うことは理解しにくいことだった。23年6月のアブドゥルカリームの弟らのパリ訪問はリーフの中では内密にされた（パリやロンドンへの他の訪問については不詳）。しかしこれを知った何人かの名士たちは、（おそらくアブドゥルカリームらが予期ないし恐れていたとおりに）異教徒の首都へのリーフ人＝ムスリムの代表の派遣を批難した。¹⁴

他のマグリブ住民がリーフでの抵抗やリーフ政府にどのように反応したのか、あるいはリーフ勢力がマグリブ住民にどのような働きかけをしたのかについてはよくわからない。（西・仏軍がリーフに共同侵攻した）25年後半から26年初頭に北アフリカで配られた次の2つの文書（石版印刷によるアラビア語文）のいくつかの部分を用いる。「アルジェリアとチュニジアの人民へ」——リーフ人は「自由の大義と聖なる書の勝利とムスリムの勝利」のために

闘っている、我々に差し向けられたフランス軍の5分の4は「あなた方の息子」[フランス軍「原住民」兵]から成っているのだ、「おお、我がアルジェリアとチュニジアの兄弟たちよ、フランスのくびきからの我らの解放のときが来たのだ。ともに一致して我らの独立を勝ちとろう。我らの間での兄弟殺しをやめて、敵を守るためにもうこれ以上、兄弟同士で殺し合うのをやめよう」(「首長」アブドゥルカリーム名。2.3.注6でも一部を引用。25年末にアルジェリアのフランス当局はこの文書312部を差し押さえた)。「チュニジアの兄弟たちへ」——「我々は野蛮なフランスのくびきの下でもう数十年も耐えている」、「独立はかちとるもので、与えられるものではない」、「チュニジアの兄弟たちよ! 共同の闘いのために我々の力を合わせよう、暴虐な敵に対してともに団結しよう」、「北アフリカの独立万歳! リーフ共和国万歳!」(北アフリカ解放中央委員会名)。¹⁵

国際的認知のための活動としては以上の他に、スペイン・フランス・イギリスの新聞へのメッセージや訴えの送付・掲載(それらの一部は既に本稿及び前稿で紹介した)、ジャーナリストの訪問受け入れとその訪問記の各国の新聞での掲載や書籍としての出版(上記の国の他にアメリカ合州国の2ジャーナリストの訪問記)があった。既に見たように(2.1.7.)、アブドゥルカリームとその弟自身がスペイン語・英語・フランス語を解したので、彼らはスペインをはじめとしたヨーロッパやアラブ世界の新聞を読んでいたし、それらの地域からの多くの情報を知っていた(リーフ政府は無線局を設置して外国のラジオ放送も傍受していたようだ)。他方、次の2事例はリーフでの抵抗とリーフ政府が明らかな国際的認知を受けたことを示している。リーフ政府は26年のカイロとメッカでの全イスラーム会議に招待された(フランス当局の妨害で会議への参加は成らなかった)。また、ブエノスアイレス学生協会からアヤクチャーの戦闘(1824年)100周年集会への参加要請を受けたアブドゥルカリームは、(もちろん参加はせずに)「リーフ共和国」を代表してメッセージを協会に送った——「モロッコ人はあなた方の英雄がかつて闘ったのと同じ理想[スペイン植民地主義からの解放]のために闘っています」。¹⁶

おわりに

「はじめに」で設定した本稿の3大課題のうち最初の2課題は既に今までの本文の中で果たされている。とくに第2の課題については、スペイン陸軍文書に拠って、リーフの「内」=部族・住民の状況についていくつかの点をあらたに明かにできた(しかし、都市部に住むモロッコ人の状況については明かにできなかった)。第3の課題についてはどうか。つまり「リーフ共和国」はなぜ潰えたのだろうか。前稿および本稿によって既にこの設問に対しても基本的な結論は示されている。つまり、モロッコにおける植民地国家の共同軍事行動(こそ)がリーフの抵抗を潰したのである。¹ これを確認したうえで、本稿での検討からさらにいくつかのことを指摘できる。まず、リーフ勢力のフランス領進攻(あるいはその失敗)が西・仏両国をして共同軍事行動に至らしめたという論について。² 結果論としてはこの論の完全否定

はできないが、リーフ勢力がスペイン領からスペイン軍を追放してしまえば、いずれにしてもフランスの軍事行動＝リーフ勢力との対峙や衝突は必至だった。問題はフランスの軍事行動を実際に起きたこととは別の手段で、つまり交渉かあるいはフランスをはじめとした諸政府への圧力によって抑えられたかどうかにあった。リーフ勢力との共同を望む境界地域諸部族の動きもあって、この点でのリーフ政府の判断と目標は不確かだった（「事態に流されていた」。しかし交渉によってフランスの行動を抑えることもかなり難しかっただろう）。次に、リーフ政府は多くの部族の旧来からの名士たちの支持を十分に得ることができなかった。教団指導者の支持も得られなかった。³「リーフ人支配」（あるいはバヌワリヤガールによる支配）への反感がこれを増幅させた。さらに、「国」としての自立した経済をも目指したリーフ政府は、（主にスペイン軍の戦略の結果によって）とくに24年後半以降に食糧・必需品不足など経済面でも困難な状況に追い込まれた。最後に、以上の結果として、4～5年に及んだ戦争が住民を疲労させ動揺させた。『回想記』も言う——「1925年12月以降、私は、私に忠誠を誓っていた諸部族にいくらかの動揺を見出した」。⁴ また、相当な努力にもかかわらず、結局リーフ政府は（とくに権力政治が集中していたヨーロッパで）対外的認知をほとんど得ることがなかったこともやはり付け加えておくべきだろう。⁵

リーフ政府とくにアブドゥルカリーム（兄弟）の志向については次のような評価がなされてきた——「近代的ナショナリストの傾向」（シャイナー、1965）／モロッコのナショナリズムにおいて「伝統主義」と「近代主義」の「中途」に位置する（ハート、1976）／「復古主義では全くなく、国民、進歩、精神の自由、民主主義について驚くほど近代的な見方を展開した」（アヤーシュ、1981）／リーフ戦争には「原初的抵抗」、「近代イデオロギー的合理主義」、「イスラーム改良主義」のそれぞれの側面があったが、それらを截然と区分することはできない（ペナル、1986/2001）／「近代と伝統」の2つがともに表れたが、プラグマティックな理由によって伝統のために近代はときどき犠牲にされようとした、「かくして、改良主義、近代主義それにプラグマティズムが分かちがたく結びついている」（タフタフ、2000）／「伝統的形態」とともに「西欧的形態」にも訴えた、部族制の改革・国家の創成・その国際的影響において「それ以前の抵抗運動が持たなかった地平」を獲得した（マダリアーガ、1999/2005）。注目すべきことは、既に26年2月（つまりリーフ戦争の終了前）に『フランス領アフリカ』の1論稿が「[リーフの] 運動の近代主義的性格」、「アブドゥルカリームの近代主義的運動」について指摘をしていたことである。他方で、「[リーフ戦争における] 原初的抵抗と [その後の] 政治的ナショナリズムとの間の断絶」は大きいとの評価もなされた（ラルイー（アルウィー）、1970）。これに対する批判の見方は次のように述べる——リーフ戦争の後のナショナリズムはリーフ戦争と「同一の原理と同一の目標」を持つことになったのだ、「ただ方法が変わっただけである」、つまりリーフ戦争では「戦争の手段と政治の手段」が組み合わされたが、その後の民族主義者たちは「もっぱら政治的な行動」で闘おうとしたのである、両者の間に「断絶」はなかった（ズニーベル、1976）。もちろん、本稿でも見たよ

うにこの時期にアブドゥルカリームらは（当初、さらには結局）リーフそれにスペイン領（あるいはその1部）の独立を求めたのであってモロッコ全体の独立を目指したのではなかった（目指せなかった）。⁶

本稿は「原初の抵抗」についても「断絶」についてもラルイーのような見方を採らない。むしろズニーベルの見方に近い。しかしまた、「伝統」（から）「近代」（へ）という見方も採っていない。本稿での検討からすると、リーフの抵抗と「リーフ共和国」のモロッコ民族運動における意義は以下の諸点に見い出せよう（スペイン軍さらにはフランス軍に対する戦闘・抵抗の意義についてはここでは省く）。まず、植民地国家の分断政策に抗して「リーフの統一」をこころみたこと。次に、抵抗しながら植民地化以前の状態への復帰を求めたのではなく、新たな「国」＝政治体と社会の創成にも挑戦したこと。さらに、「国」や国民の創成において主に（他ならぬ西・仏植民地国家が属していた）ヨーロッパに現れていた制度・技術・思想それに人間や資金までも積極的に取り入れようとしたこと。最後に、以上のこころみにおいてはその後の（モロッコにおいてだけでなく植民地地域全般における）民族運動が直面すべく諸問題が先駆的に現われていたこと、である。この最後の点をも展望するならば、本稿でしばしば所引した『マナール』でのアブドゥルカリームのインタビューの末尾がやはり本稿の結びにふさわしい——「私はこの〔自分たちの〕事業を遂行するには早く来過ぎた。しかし私は、私の望みが、いろいろなことが起きることによって、また時の変化の中で、遅かれ早かれすべて実現するだろうことを確信している」。⁷

注

<第II章第2節>

- 1 PENNELL(1986), 23-25, 30; MADARIAGA(1999), 208, 233-240; AYACHE(1981), 98-100; AYACHE (1996), 136; MADARIAGA, 'Le Parti socialiste espagnol et le Parti communiste d'Espagne face à la révolte rifaine', *Abd el-Krim et la République*, 354; HART(1976), 29, 31-33, 97-101; AZIZA, 32-35, 74-75; RUIZ ALBÉNIZ (1930), 65-75.
- 2 各年の収穫に関しては、PENNELL(1986), 73, 210; MADARIAGA(1999), 405-406; AGMM, R431, 279-1, 30-IV-21/R577, 406-6, □-□-24; LA PORTE, 69; *El Telegrama del Rif*: TR, 3-V-22, 3-VIII-22, 21-VIII-23; WOOLMAN, 86. 収穫が良くないと住民の抵抗力が弱化するということについては、MADARIAGA (1999), 405; LA PORTE, 69; BALFOUR, 66.
- 3 AGMM, R535, 373-13, 29-V-23/R534, 273-1, 16-IX-23/R576, 406-3, 23-XI-24, 2-4-XII-24; *Abd el-Krim et la République*, 138-139; SALAFRANCA, 74; GODED, 88; *Cabecillas rebeldes en el Rif*, 21. 本文の①、②、③については、Rupert FURNEAUX, *Abdel Krim. Emir of the Rif* (London, 1967), 88-89; MADARIAGA(1999), 20; DAUD, 152; SALAFRANCA, 74-75. 収穫・播種を妨害するための空爆についても深澤 (2006) を参照。
- 4 HART(1976), 88-93; JAMOUS, 20-21; AZIZA, 43-46; AGMM, R469, 316-11, [30-VI]-22/R535, 373-10, 15-IX-23/R576, 406-3, 25-III-24, 6-IV-24/R577, 406-6, □-□-24/R742, 5-1, 6-II-24, 28-III-24; TR, 3-V-22; LA PORTE, 138, 144-145.
- 5 生活必需品不足については、AGMM, R575, 406-1, 11-XII-24/R577, 406-6, □-□-24/R644, 457-

- 10, 12-II-25, 29-XI-25/R742, 5-1, 30-I-24; PENNELL(1986), 87, 98, 178, 182-183, 198. その他については、AGMM, R576, 406-3, 16-III-24, 2-4-XII-24/R743, 5-3, 16-X-24, 12-XI-24, 21- XII-24; ROGER-MATHIEU, 163; SALAFRANCA, 79-81.
- 6 TR, 3-VIII-22, 5-XII-24 (同紙での同様の主張は22年5月3日にもある); AGMM, R534, 373-1, 1-I-24/R742, 4-1, 12-IV-23, 5-3, 11-IX-24. アンワールの戦闘以前の食糧戦略については、MADARIAGA (1999), 456も参照。
- 7 PENNELL(1986), 83, 151, 182-183; AYACHE(1996), 220-221; DAOUD, 184-187; *Cabecillas rebeldes en el Rif*, 25; AGMM, R470, 317-3, 11-X-22/R534, 373-1, 16-IX-23/R535, 373-10, 28-XII-23/R575, 406-2, 16-I-24/R576, 406-3, 9-I-24, 13-I-24, 21-VII-24, 2-4-XII-24/R577, 406-6, □-□-24/R644, 457-10, 12-II-25/R738, 1-8, 2-IX-21, 3-IX-21/R742, 4-11, 23-VII-23, 5-1, 11-I-24, 22-I-24, 16-II-24, 20-II-24, 24-II-24, 30-III-24, 5-3, 16-IX-24/R743, 5-3, 19-X-24, 12-XI-24, 21-XII-24.
- 8 PENNELL(1986), 132-133; GODED, 83, 91-92, 116; SALAFRANCA, 75-79; *Cabecillas rebeldes en el Rif*, 25-26; AYACHE(1996), 221. 科料についてはさらに、AGMM, R534, 373-1, 16-II-24/R742, 5-1, 16-II-24, 18-II-24, 19-II-24. 資産税がどのような基準・形態で徴収されたのかについてはほとんどわからない。筆者が閲覧した陸軍文書では資産税に関する記述は次の1点のみである——「反乱の首領[アブドゥルカリーム]は、土地と農地の所有者にヘクタールあたり5ペセータの税を払わせている」(RGC, 13-IV-24, R576, 406-3)。『回想記』にあるリーフ政府の財政についての数字は信用するに値しないものだが、アブドゥルカリームは「我々はこのようなやり方で戦争をしていたので、リーフの財政は全くの均衡を保っていた」と語ったという (ROGER-MATHIEU, 165-166, また87)。
- 9 AGMM, R534, 373-6, 16-II-23/R535, 373-6, 8-III-23, 373-13, 16-VII-23/R575, 406-1, 28-X-24/R742, 5-1, 23-III-24; MADARIAGA(1999), 479; GODED, 92-93; PENNELL(1986), 133; SALAFRANCA, 79.
- 10 HART(1976), 389; SALAFRANCA, 74; TAHTAH, Appendice 2, Doc.19.
- 11 YOUSOUFI, 94; WOOLMAN, 23-24; PENNELL(1986), 26, 48, 50, 66-67, 74, 83, 146-147, Appendix 6; PENNELL (1981(a)), 33-39; HART(1976), 38, 43-45, 293-303, 322-325, 382-390; HART, 'De «Ripublik» à «République»: les institutions socio-politiques rifaines et les réformes d'Abd el-Krim', *Abd el-Krim et la République*, 36-38, 42-43; AYACHE(1996), 215; SALAFRANCA, 70; MADARIAGA(2005), 115-116; AGMM, R431, 279-1, 30-I-21, 30-IV-21/3-3-3-2-14, 25-IV-21/R470, 317-3, 12-VIII-22, 9-IX-22/R738, 1-9, 1-XII-22. リーフではリーフ政府の統治期間中に起きた「血の決済」による抗争は1件(25年9月、14人死亡)だけのような(アンワールの戦闘後の21年(月不詳)にバヌワリヤガールで「血の決済」による殺人事件が起きたとの記述が FURNEAUX, 82にあるが、その確証は無い)。ジバールでは、リーフ政府の統治がまだ及んでいなかった24年1~2月に「血の決済」による報復が少なくとも2件起きた(PENNELL (1981(a)), 38; AGMM, R742, 5-1, 31-I-24, 13-II-24)。
- 12 SALAFRANCA, 66-72, 85-92; PENNELL(1986), 146-150; PENNELL(1987), 112-116; HART(1976), 125-126, 390; YOUSOUFI, 94-97; WOOLMAN, 30; GODED, 100; ROGER-MATHIEU, 146; Mohammed KENBIB, *Juifs et Musulmans au Maroc 1859-1948* (Rabat, 1994), 444-448; Francisco FRANCO BAHMONDE, *Papeles de la guerra de Marruecos*(Madrid, 1986), 172; AGMM, R431, 279-3, 23-XII-21/R469, 317-2, 28-II-22/R576, 406-3, 21-VIII-24 (AGMMの文書は全てユダヤ系住民の協力に関するもの)。「姦通」は厳しく罰せられたようだが、実際に(女性だけに?)どのように適用されたのかは不詳(SALAFRANCA, 69)。教育省が設立されたとの記述もあるが(YOUSOUFI, 95)、その確証は無い。

<第II章第3節>

- 1 ROGER-MATHIEU, 86, 130; PENNELL(1986), 99, 236, Appendix 7; TAHTAH, 54, 116, 157-158; YOUSOUFI, 87-88; MADARIAGA(1999), 511. ハートも、アブドゥルカリームらがリーフ諸部族の統一を成し遂げたことを認めている(HART(1976), 368, 443)。ルーツカヤは、「いくつかの部族の一種の<統一戦線>の形成」という捉え方をしている(N.S. LOUTSKAIA, 'A propos de la structure intérieure de la République du Rif', *Recherches africaines*, n.4, oct.-déc.1960,16)。

- 2 PENNELL(1986), 230, Appendix 7; TAHTAH,119, 157 (以上の2文献では『マナール』からのそれぞれ英語とフランス語への翻訳において少なくない相異がある。本稿では後者のフランス語訳に主に拠っている)。
- 3 TAHTAH, 118-119, 135; AYACHE(1996), 179-180; DAOU, 126-129, 169-170; AGMM, R535, 373-8, 2-III-23; GABRIELLI, 7-12; AF,1922-VI-301-302, 350.『自由』編集長のアブドゥルカリーム会見記については前稿1.1.3.参照。この会見記がスペイン政治・社会に与えた衝撃は、この会見記をもじった著者不明のパロディ調風刺小説『フェリシアーノ氏、リーフ共和国に行く』*El Señor Feliciano en la República del Rif* (Melilla, 1922) が直ちに現われたことにも窺える。
- 4 HART(1976), 358, 377, 444; HART (*Abd el-Krim et la République*); MADARIAGA(1999), 218-227, 469, 504-512; PENNELL(1986), 134; AYACHE(1981), 114-116; AF, 1924-I(Supplément:S)- 24, 1926-VI-302-305; TAHTAH, 117-120, 157-159, Appendice 1, Docs. 4, 5; *Abd el-Krim et la République*, 59, 71; WOOLMAN, 157; DAOU, 170-171. 奇妙なことに、ハートの「共和国」理解はリーフ戦争中の『リーフ通信』編集長(元スペイン軍人)の理解とほぼ同じである(前稿2.3.参照)。アブドゥルカリームは、25年1月にリーフを訪れたアメリカ合州国のジャーナリスト・シーンに対して次のように語った——「「リーフ共和国」という名称はふさわしくない名前のつけ方のひどい例です」、「我々は西歐的な意味での共和国を持ったことはありませんし、それを考えたこともありません」(Vincent SHEEAN, *An American Among the Riffi* (New York/ London,1926),178-179)。他方で、アブドゥルカリームは1962年(死去の前年)に1フランス人ジャーナリスト・著述家に対して、「「リーフ共和国」という名称はリーフ政府を支持してくれたヨーロッパの諸政党に好感を持たせるものだったとも語った (Jean WOLF, *Les secrets du Maroc Espagnol. L'épopée d'Abd-el-Khaleq Torres* (Paris/Casablanca, 1994), 119)。
- 5 PENNELL(1986), 82-84, 89, 97, Appendix 2; HERNÁNDEZ MIR, *Ante las hordas del Rif*, 52-53; LA PORTE, Docs. 1, 2; MADARIAGA(1999), 413-414; AF, 1921-IX-274-275. 21年秋のジバーラ制圧のための計画(2.1.注3参照)にも、「聖戦」、「聖戦の兵士」の用語が現われる。アジュディールに設立された学校の長が書いたアブドゥルカリーム称賛の詩(23年)にも、「唯一の神に祝福あれ」、「聖戦」の言い回しがある(TAHTAH, Appendice 2, Doc.15)。
- 6 GODED, 123-125; PENNELL(1986), 189-190, 204-205; TAHTAH, 154-155, Appendice 1, Docs. 3, 4, Appendice 2, Doc. 26; AGMM, R644, 457-16,15-IX-25. アブドゥルカリームの印章には「神がともにあらんことを」の語が刻まれているという(AF, 1926-II-101)。また、25年8月のアブドゥルカリーム名の「アルジェリアとチュニジアの人民へ」の宣言にも「ムスリムの勝利のために」、「神のお力によって」の語が見られる(AF, 1926-I-15-17)。
- 7 バイアの全文訳はPENNELL(1986), Appendix 3 (英文) とTAHTAH, Appendice 2, Doc. 14 (フランス語文) に、その部分訳はMADARIAGA (1999), 499-501にある(ROGER-MATHIEU, 106-109にも一部が紹介されている)。本稿での引用は、アラビア語原文と対照されており、それ故に最も正確とみなされうるTAHTAHのものに基づいている(Cf. TAHTAH, 31)。
- 8 TAHTAH, 139-140, 160, Appendice 1, Doc. 4, Appendice 2, Doc. 14; PENNELL(1986), 114-115; MADARIAGA (1999), 502-503; ROGER-MATHIEU, 106-107; AGMM, R534, 373-6, 6-II-23/R535, 373-6, 5-II-23, 373-13, 29-V-23/R576, 406-3, 22-X-24; HERNÁNDEZ MIR, *Del desastre a la victoria(1921-1926).Alianza contra el Rif*(Madrid,1926), 11-12; GARCÍA FIGUERAS, 117-118。
- 9 TAHTAH, 141-142,160-162; PENNELL(1986), 115-116, 123-124; MADARIAGA(1999), 504; HART (*Abd el-Krim et la République*), 44。
- 10 MADARIAGA(1999), 497; LA PORTE, 119, 153-155; DAOU, 281; RUIZ ALBÉNIZ, *Tánger y la colaboración franco-española en Marruecos* (Madrid, 1927), 23. 既に21年8月上旬の首相への報告でフランス領統監リヨテは次のように述べた——スルタンは「この[リーフの]運動がまさに民族的性格を持ち、またリーフの人々がスルタンを擁立することをとりわけ心配している」(LA PORTE, 137.この報告は前稿1.3.でも引用した)。

- 11 MADARIAGA(1999), 224-227, 497-498. Cf. LA PORTE, 91-92. スルタン支配地域 (bilād al-makhzan) とスルタン非支配地域 (=無秩序地域) との区分がヨーロッパ諸国の侵入にとって都合のよかった植民地主義的認識を色濃く帯びたものであることについては、MADARIAGA (1999), 224; MADARIAGA(2005), 91-92; PENNELL(1986), 26-27, 29; AYACHE(1981), 28, 104; LA PORTE, 90; MATEO DIESTE, 140-148; David SEDDON, *Moroccan Peasants. A century of change in the eastern Rif 1870-1970* (Folkestone, 1981), 29-30, 44-45; HART, *Estructuras tribales precoloniales en Marruecos bereber, 1860-1933: Una reconstrucción etnográfica en perspectiva histórica*(Granada, 1997), 15-16, 21-22; 齋藤剛「<先住民>としてのベルベル人?—モロッコ、西サハラ、モーリタニアのベルベル人とベルベル文化運動の展開」『講座 世界の先住民』04、中東 (明石書店、2006)、76-77を参照。
- 12 AGMM, R738, 1-11, 8-VI-24; SHEEAN(1926), 179-180; AF, 1925-II-100-101; TAHTAH, 161-162, Appendice 1, Docs. 3, 5; MADARIAGA(1999), 497, 502-504; AYACHE(1981), 116; Pierre FONTAINE, *Abd-el-Krim. Origine de la révolution nord-africaine* (Paris, 1958), 56. 後のモロッコ民族運動指導者アッラール・ファースイーは次のように説明する (1948年)——リーフ政府はスルタン君主制に反対ではなかった、「リーフの指導者たちは暫定的な政体 [リーフ政府] を設立して折衷的な解決を見出したのだ。この間に [リーフの] 人々は自治のやり方を習うことになるのだった。マグリブ全体の完全な解放がなされたなら、リーフ共和国は正当な主権者の権威 [スルタン君主制] のもとに復帰することになるのだった」(‘Alāl AL-FĀSĪ, *The Independence Movements in Arab North Africa* (Washington, D.C., 1954), 103-104)。この解釈はスルタン君主制を不動の前提とする見方からなされており、それ故に、本文で見た「モロッコの全ムスリムへの呼びかけ」にあるような説得力 (スルタンが外国侵入者と闘わないからリーフ政府を設立してこれと闘う) を欠いている。タフタフがこれを「明かなアナクロニズム」とするのは正鵠を射ている (TAHTAH, 61-64)。
- 13 HART(1976), 393-394; AGMM, 3-3-3-2-14, 25-IV-21/R431, 279-1, 30-IV-21, 279-3, 26-IV-21/R742, 5-1, 26-III-24; TAHTAH, 54-55, 159, 163-164, Appendice 2, Doc. 19; GODED, 86, 248; PENNELL (1986), Appendix 7; DAUD, 360; Abdallah LAROUÏ, 'Abd el Krim et le nationalisme marocain jusqu'en 1947', *Abd el-Krim et la République*, 483-486.
- 14 LA PORTE, 127-128, 132-134; PENNELL(1986), 124-125, 234, Appendix 7; GABRIELLI, 85; TAHTAH, 153-155, 158, 170; HART (*Abd el-Krim et la République*), 44; MADARIAGA (2005), 387-388. 23年9月にアジュディールのアブドゥルカリームの「司令部」を訪れた『タイムズ』特派員は次のように書いた——「リーフ共和国などは存在していなかったし、現在でも最も原初的な政府の形態さえつくりたれようともされていない」(*The Times*, 15-IX-23; AF, 1923-X-563)。このような印象はヨーロッパ人の一般の見方からすれば当然だったと見てよい。

<第III章第1節>

- 1 AGMM, R738, 1-5, 13-VIII-21, 1-8の諸文書, 1-9, 17-X-22. 23年7月に (おそらくリーフ政府との交渉に反対したスペイン軍人によって) イドリース・ベン・サイドは暗殺された (前稿1.2.1.)。
- 2 AGMM, R468, 315-15, 12-IX-22, 25-IX-22/R738, 1-5, □-□-25, □-□-25, 16-III-25, 26-III-25. 空爆による殺戮のころみについては、深澤 (2006), III参照。RGC, 3-XI-23 にアブドゥルカリームがアジュディールで襲われたという記述があるが、その真偽は不詳である (AGMM, R535, 373-9)。
- 3 AGMM, R431, 279-5, 10-VIII-21, 15-IX-21/R469, 316-7, 19-VII-22, 316-14, 4-VII-22/R470, 317-3, 26-IX-23/R577, 406-6, □-□-24/R738, 1-4, 25-V-24. 本文の分量に鑑みて引用はできないが、同種のことを記述したAGMMの文書は多い (R431, 279-7, 15-X-21/R534, 373-1, 1-I-24, 373-6, 20-II-23 etc.)。
- 4 AGMM, R602, 424-5, 9-XI-25; GODED, 155, 301; ROGER-MATHIEU, 75, 77-78. 本文記述のことは前稿3.1.2., 3.3. に詳述されている。
- 5 Carlos Federico TESSAINER Y TOMASICH, *El Raisuni. Aliado y enemigo de España* (Málaga, 1998), 266; TAHTAH, 140; HERNANDEZ MIR, *La dictadura en Marruecos. Al margen de una farsa* (Madrid,

- 1930), 54-55; Abdelaziz KHALLOUK TEMSAMANI, *País Yebala: Majzen, España y Ahmed Raisúni* (Granada, 1999), 136-144. リーフ戦争中のライスーニの行動については、TESSAINER Y TOMASICH, 205ff. が詳しい。前稿の各所と深澤 (2006), IIも参照。
- 6 MADARIAGA(1999), 352-353, 363, 369-370; LA PORTE, 60; TAHTAH, Appendice 2, Docs. 8, 10, 11; PENNELL(1986), 98, 159-160; WOOLMAN, 114-115; *Comisión de responsabilidades*, 80-84; RUIZ ALBÉNIZ(1927), 25-26; AGMM, R431, 279-1, 30-IV-21/R469, 316-7, 28-VII-22, □-□-22, 5/6-VIII-22, 16-VIII-22, 17-VIII-22, 316-11, 10-X-22/R470, 317-3, 18-VII-22, 16-XI-22, 5-XII-22/R471, 318-5, 11-X-22, 8-III-23, 16-III-23, 2-IV-23/R534, 373-6, 26-XI-22/R535, 373-6, 5-III-23/R574, 405-1の諸文書/R576, 406-3, 23-VI-24, 11-VII-24/R577, 406-6, □-□-24/R738, 1-9, 21-X-22, 31-XII-22/R742, 4-1, 26-X-23, 4-23, 24-II-23.
- 7 *Comisión de responsabilidades*, 80, 241. ハミドゥとビルキッシュの行動に関するAGMM文書は非常に多いので、本文に引用した以下の文書のみを注記する。AGMM, R469, 316-7, □-[VIII]-[24] / R471, 318-5, 16-III-23/R534, 373-1, 16-II-24/R742, 4-23, 24-II-23; PENNELL(1986), 108-110, 113, 159-160, 162-164, 202-203.
- 8 *Comisión de responsabilidades*, 263-264; AGMM, R575, 406-2, 22-V-24/R576, 406-3, 23-VI-24, 29-VI-24, 22-VII-24/R738, 1-4, 24-V-24, 1-11, 14-VI-24/R742, 4-1, 13-III-23; PENNELL(1986), 159-160, 162-166, 186; MATEO DIESTE, 350-351. 本文に記したリーフ勢力反対派の他にも、23年5月に設立されたスペイン軍の傀儡機関「リーフ自治首長国」(前稿1.2.1.参照)の首長に任命されたイドリース・リフィなどの「友好モーロ人」の活動もあったが、それらはリーフ勢力にとって大きな脅威とはならなかったので本論文では取り上げなかった。イドリース・リフィについては、AGMM, R738, 1-9, 16-XII-22, 18-XII-22; Federico PITA, *El Amalato del Rif* (Melilla, 1925) 参照。

<第III章第2節>

- 1 AGMM, R738, 1-5, 13-VIII-21; AF, 1921-XII-419; AYACHE(1996), 223-227; LA PORTE, 110; PENNELL (1986), 113-114. 「バヌワリヤガールの独立」についても1.2.注2を参照。
- 2 HERNÁNDEZ MIR, *Del Rif a Yebala*, 112-132; MADARIAGA(1999), 461-467.
- 3 アザルカンの書簡は、TAHTAHの書の付録資料集にあるアラビア語原文と対照されたフランス語文に基づいている。TAHTAH, Appendice 2, Docs. 16, 17; MADARIAGA(1999), 467-472, 487-489; HERNÁNDEZ MIR, *Del Rif a Yebala*, 139-161; WOOLMAN, 115-118. 交渉経過については、前稿1.2.1.も参照。
- 4 AGMM, R535, 373-9, 21-IX-23. 別のスペイン軍情報では、アブドゥルカリームは、スペインでは「まもなく内戦が起こるだろう」とも住民に言ったという(AGMM, R724, 19-1, 1-X-23)。プリモ・デ・リベラ体制期について言えば、これは過大な期待となった。
- 5 AGMM, R576, 406-3, 22-X-24, 406-4, 25-IV-24/R682, 500-2, 17-VII-25/R743, 5-3, 17-XII-24; MADARIAGA(1999), 482-483; GODED, 122-123; DAUD, 281, 302.
- 6 AYACHE(1996), 177-187, 245-246, 250; LA PORTE, 150; Xavier HUBERT-JACQUES, *L'Aventure Riffaine et ses dessous politiques*(Paris, 1927), 15-18. ハドゥとその実際の役割については、MADARIAGA (2005), 384-385; GABRIELLI, 5-7; FONTAINE, 59-62. ハドゥがフランス当局の諜報員として働いていたとの断言(FONTAINE, 59-62)は、ウジユダ会談直前のハドゥの(アルジェリア)オラン(ワフラーン)県「原住民部」長への次の手紙によっても裏付けられる——私は「フランスの被保護民」たる資格を失っていない、私のアブドゥルカリームとの接触はフランスの利益のために役立ったと思う、もしあなたが望まないのなら私は「仲介者としての私の役割」をやめるつもりである(AGMM, R738, 1-6, <11-IV-26>.<>の印については末尾の《本稿全体への補遺》②,1を参照)。AGMM文書は、ハドゥがリーフ政府・軍の物資購入のために多様な活動をしたことを明らかにしている(R738, 1-6, <19-I-25>, <5-II-25>, <5-II-25>, <18-III-25>, <2-V-25> etc.)。
- 7 AGMM, R576, 406-3, 29-VI-24, 1-VII-24, 3-VII-24, 9-VII-24, 11-VII-24, 22-VII-24, 21-VIII-24, 1-IX-

- 24/R738, 1-6, <12-IV-24>, 1-11, 14-VI-24/R742, 4-1, 14-III-23; ROGER-MATHIEU, 121-122, 128-137 (本書223-227に掲載されている、本文紹介の24年4月のハドゥの手紙は原文通りではない); RUIZ ALBÉNIZ(1927), 39; FURNEAUX, 147-155, 162-166; HUBERT-JACQUES (本書はフランス当局側の立場と見解を表している), 21-86; FONTAINE, 113-130; Tayeb BOUTBOUQALT, *La guerre du Rif et la réaction de l'opinion internationale 1921-1926*(Casablanca, 1993), 14-19. 25年1月にアブドゥルカリームは前出のシーンに対して、フランス軍との衝突はリーフ政府地域とフランス領との境界を定めることによつてのみ避けられると述べた (SHEEAN (1926), 181-182)。
- 8 ROGER-MATHIEU, 128-140; PENNELL(1986),185-190; WOOLMAN, Chaps.11,12; FURNEAUX, 167-184. フランス当局・軍から見たリーフ勢力とフランス軍との戦闘の記述はHUBERT-JACQUES, 91ff.に詳しい。また、フランス当局・軍の戦略やそのリーフ勢力については、Daniel RIVET, 'Le commandement français et ses réactions vis-à-vis du mouvement rifain(1924-1926)', *Abd el-Krim et la République*も参考となる。
- 9 GABRIELLI, 65-99; HUBERT-JACQUES, 229-238; PENNELL(1986), 196-197, 210-211; Pierre SÉMARD, *La Guerre du Rif* (Paris, 1926), 135-137; AF, 1925-IX-457-458; TAHTAH, Appendice 1, Doc. 5; ROGER-MATHIEU, 193-194, 238-239; FURNEAUX, 215-220. 1955年にアブドゥルカリームは1フランス人ジャーナリスト・著述家 (2.3.注4にも引用) に対して、フランス領進攻 (のやり方) は「生涯の過ち」だったと語ったという(WOLF, 126)。
- 10 GABRIELLI, 178; PENNELL(1986), 211-215; DAUD, 321, 335; SHEEAN(1926), 182-183; ROGER-MATHIEU, 202-221; AF, 1926-V-267; MADARIAGA(1999), 512; FONTAINE, 117.
- 11 AYACHE(1996), 185-187; LA PORTE, 150-152; MADARIAGA(1999), 476-478; TAHTAH, 135-138; AF, 1922-VII-350; ROGER-MATHIEU, 113-117. 23年12月中旬にリーフの代表団 (5人) がタンジェに向かって出発したが(2.1.6.の表を参照)、その目的や実際にタンジェに着いたのかどうかは不詳である (AGMM, R535, 373-10, RGC, 14-XII-23)。
- 12 TAHTAH, 137-138, Appendice 2, Doc.12; MADARIAGA(1999), 179, 473-482; ROGER-MATHIEU, 161, 173-175, 178-182, 184, 231-235; AYACHE(1996), 221-223,246-248; FONTAINE, 73-87; AF, 1922-VI-301-302; BOUTBOUQALT, 33-35; AGMM, R742, 5-1, 15-II-24, 22-II-24, 5-3, 25-IX-24/R743, 5-3, 16-X-24; SHEEAN, *Personal History*(New York, 1935), 275, 381, 387/福島正光訳『東方への私の旅 リフの山々から中国へ』(東洋文庫, 1964/第2版, 2003), 266. ハリスについては、前稿3.1.注15も参照。23年7月に、スペイン軍に毒ガス (物質) を供給していたシュトルツェンベルク社のマドリッド事務所には元ドイツ軍人がスペインとの交渉の仲介をリーフ側にもちかけたこともあった (AGMM, R742, 4-16, 2-VII-23; Rudibert KUNZ/Rolf-Dieter MÜLLER, *Giftgas gegen Abd el Krim. Deutschland, Spanien und der Gaskrieg in Spanisch-Marokko 1922-1927* (Freiburg, 1990), 75-76; 深澤 (2006))。25年9月の西・仏軍の共同侵攻の開始以降、『フランス領アフリカ』(=フランス植民地主義者) は、「リーフ側の仲間たち」として本文に挙げた外国人の他にコミンテルンやソ連政府を批難するキャンペーンを張った (このキャンペーンはリーフ政府の崩壊まで続いた)。これはフランス特務機関が流した偽情報に基づくものだった。26年1月上旬にタス通信は「ソ連政府とその組織はリーフ人一般とくにアブドゥルカリームと直接的にも間接的にも接触を持ったことはないし、今も持っていない」とのコミュニケを載せた。同月下旬にアブドゥルカリームは、「我々の敵」が批難しているようなリーフ政府とソ連さらにはドイツとの関係あるいは他の外国人のリーフにおける存在は「全て空想」だとした反論をハリスに送った。しかし『タイムズ』がこのアブドゥルカリーム論稿を載せたのは同年3月中旬だった (この論稿は、*Survey of International Affairs 1925*, Vol.I, *The Islamic world since the Peace Settlement*(London, 1927), 581-582に載せられている)。ソ連やコミンテルンのリーフへの具体的援助の証拠は今のところ無い (AF, 1925-XI-548-549, 603-605, XII-652-658, 1926-I-15-17, 38-45, I(S-bis)-41-53, II-68-69, III-111-113, IV-176-179, 194-195, V-302-309; Mohamed KHARCHICH, 'Observations sur les causes de l'echec du mouvement rifain', *Revue d'Histoire Maghrébine*, 75-76 (1994), 228; TAHTAH, Appendice 2, Doc. 28; HERNÁNDEZ MIR, *El Rif por España*, 38-41; MADARIAGA(2005),

392; BOUTBOUQALT, 56-57, 165-166; 前稿2.4.1., 3.2., 3.3., 3.4.も参照)。リーフ戦争中に『フランス領アフリカ』の編集協力者だった人物の手になる次の書はフランス植民地主義者の認識を鮮明に表したもの(アブドゥルカリームを一貫して「ならず者」と呼んでいる)だが、またリーフの運動がコミンテルンに支援されたことを強調している。Jacques LADREIT DE LACHARRIÈRE, *Le Rêve d'Abd El Kerim*(Paris, 1925). Pierre DUMAS, *Abd-El-Krim*(Toulouse, 1927)も前掲書とほぼ同様の立場を表している。

- 13 TAHTAH, 136-138; LA PORTE, 153, Docs. 3, 4, 5, 6; MADARIAGA(1999), 473, 481-482, 517-519, 520-522; AGMM, R738, 1-11, 14-VI-24; ROGER-MATHIEU, 178-182, 236-237.
- 14 TAHTAH, 159. 筆者が閲覧したAGMM文書で、リーフ政府が国際連盟に関することをリーフの中で語った事例は2.2.(1)の本文で引用した1件(「貨幣铸造」権など)のみである。
- 15 AF, 1926-I-15-17; HERNÁNDEZ MIR, *El Rif por España*, 9-11; BOUTBOUQALT, 31. 最初の文書は深澤(2006)第3節注11でも引用した。
- 16 外国人ジャーナリストのリーフ訪問においては、やはりかのハドゥ(とその子)がしばしば導き役を果たした。TAHTAH, Appendix 2, Docs. 28, 29; 前稿1.1.2., 1.1.3.; FURNEAUX, 97-111, 137-146, 220-221; SHEEAN(1926); SHEEAN(1935)／『東方への私の旅』; Paul Scott MOWRER, *The House of Europe*(Boston, 1945), Part 6('Moroccan Interlude')(以上の3著はアメリカ合州国のジャーナリストのリーフ訪問記); BOUTBOUQALT, 127-130, 135-136; GABRIELLI, 15-41; DAOU, 153-154; SALAFRANCA, 119; *Cabecillas rebeldes en el Rif*, 20; AYACHE(1996), 237; *Abd el-Krim et la République*, 67-69; YOUSOUFI, 86; AF, 1925-VIII-362-363, X-532; MARTÍN, 88.25年以降、(アブドゥルカリームが称賛した(2.3.参照))新生トルコ共和国が武器・資金・人員をリーフ政府に提供しているとの宣伝が(やはり主にフランス特務機関によって)なされた。同年にトルコ政府はこれを否定した。トルコのリーフへの具体的援助の証拠は今のところ無い(AF, 1925-VIII-409, X-532-533; KHARCHICH, 228; PENNELL (1986), 203. Cf. HERNÁNDEZ MIR, *Alianza contra el Rif*, 104-105)。

<おわりに>

- 1 明言するかどうかの違いはあるにせよ、この点についてはこれまでの主要な研究はほぼ一致していると見てよい。明言している例は、PENNELL(1986), 237.
- 2 この論は当事者だったスペイン軍人たちが主に主張した。その典型として次を参照——フランス領を攻撃して「アブドゥルカリームは我々の政治的術策の手中に落ちた」(Francisco GÓMEZ-JORDANA SOUZA, *La tramoya de nuestra actuación en Marruecos*(Madrid, 1976), 72)。ペナルは、リーフ勢力のフランス領進攻をアブドゥルカリームの「大失策」とする(PENNELL (1986), 182)。リーフ勢力のフランス領進攻の理由と条件を検討したのものとして、Shannon E. FLEMING, *Rrimo de Rivera and Abd-el-Krim. The Struggle in Spanish Morocco, 1923-1927* (New York/London, 1991), 236-240, また前稿3.1.2.も参照。
- 3 この点では次の指摘は正鵠を射ている——「[各部族の] 現地での権力のあり方は以前と変わらなかった」、リーフ政府は各部族では「非常に弱い基盤」に依拠していた(LOUTSKAIA, 18-20)。YOUSOUFI, 99; PENNELL (1986), 231-233も参照。
- 4 ROGER-MATHIEU, 191-192. この頃からリーフ軍兵士の逃亡も目立った(その事例は24年4月頃から見られる。AGMM, R742, 5-1, 22-IV-24, 5-2, 7-VII-24)。
- 5 「リーフの運動の失敗の諸要因」を検討したKHARCHICH論文も、やはり「対外的諸要因」を決定的と見ているようだ。
- 6 Pessah SHINAR, "'Abd al-Qādir and 'Abd al-Krīm. Religious influences on their thought and action', *Asian and African Studies: Annual of the Israel Oriental Society*, I(1965), 166; HART(1976), 373; HART(*Abd el-Krim et la République*), 45; HART, 'Dos resistentes bereberes al colonialismo franco-español en Marruecos, y sus legados islámicos: Bin 'Abd Al-Krim y 'Assu U-Baslam', *Fundamentos de Antropología*, 4 y 5 (1996), 51; AYACHE(1981), 339; PENNELL(1986), 227-228／(2001), 295-296, 302 (本文引用部分は元の英語版

には無し。ペナルはまた次のようにも言う——アブドゥルカリームは「原初的抵抗を大きく越えた」が、彼の支持者たちは「原初的抵抗」をおこなった (PENNEL, 'La guerra del Rif: ¿ enlace o punto final? Resistencia en la montaña y nacionalismo en las ciudades', *Fundamentos de Antropología*, 4 y 5, 47); TAHTAH, 20-22, 80, 171; MADARIAGA(1999), 495-522; MADARIAGA (2005), 13; AF, 1926-II(S-bis)-89-99; LAROU, *L'histoire du Maghreb. Un essai de synthèse* (Paris, 1970), 325/*Historia del Magreb. Desde los orígenes hasta el despertar magrebí. Un ensayo interpretativo* (Madrid, 1994), 336 (スペイン語版のこの部分は微妙に異なっている。しかし、その後ラルイーは「断絶」について慎重な見解も示すようになった (LAROU (*Abd el-Krim et la République*), 479, Cf. *Abd el-Krim et la République*, 518; LAROU, *Marruecos: Islam y nacionalismo. Ensayos*(Madrid, 1994), 135-145)); Mohamed ZNIBER, 'Le rôle d'Abd el-Krim dans la lutte pour la libération nationale dans le Maghreb', *Abd el-Krim et la République*, 496; LA PORTE, 123-125. かつてホルステッドは次の評価をしたことがある——「[リーフの運動などの]部族ナショナリズムは…近代世界では創造的な未来を持たなかった」(「ベルベル部族民の狭隘な地方主義 parochialism」との言い方もされた)、「しかし、それ自身はナショナリズムの表明ではなかったとしても、リーフ戦争は後にモロッコのナショナリストとなった若い知識人たちの政治意識を目覚めさせた」(John P. HALSTEAD, *Rebirth of a Nation: The Origins and Rise of Moroccan Nationalism, 1912-1944* (Cambridge, Mass., 1967), 6, 33, 262, Cf. 174-175)。本稿での検討からすれば、このような見方はリーフの運動が「部族主義」を克服しようとしたことを過少評価している(た)と言わざるをえない。

7 TAHTAH, 165; PENNEL(1986), Appendix 7.

《本稿全体への補遺》

①校正上の修正

(上) 56ページ	下から 1 行目	「脱走」→「敗走」
75ページ	21行目	「2.2(1).」→「2.2.(1)」
79ページ	下から 6 行目	「Africa」→「África」
	下から 5 行目	「(1926)の諸文書/R738,1-6(1926)」 →「9-VI-1926/R738,1-6(VI-1926)」
81ページ	1 行目	「fraccion')」→「fraccion'」
83ページ	30行目 (注12)	「3.2.2.」→「3.2.1.(2)」
84ページ	注 7	「Tetuan」→「Tetuán」
85ページ	28行目 (注16)	「36:。」→「36:」

②内容上の追加

1. 本稿の(上)脱稿後に、一部のリーフ政府接収文書(「はじめに」注3参照)がスペイン軍によってタイプで打ち直されて複製されていたことがわかった。それらの複製文書はAGMM,R738,1-6に含まれている。(下)ではその一部を利用した。この場合には<>を付した。
2. 2.1.注22で、リーフ政府が「印刷機を持っていた証拠は今のところ無い」と書いた。しかし3.2.2.で、25-26年に北アフリカで石版印刷による文書が配られたと書いた。それ故にリーフ政府が石版印刷を使用していた可能性もあるが、他方でこれらの文書がリーフ勢力によって作成されたと断定もできない。

③注記しなかった関連文献(前稿末尾に挙げた文献を除く。発行年順)

1. «El soldado desconocido» y OSUNA SERVENT, Arturo, *Frente a Abd-el-Krim* (Madrid, 1922).
2. LAURE, Lieutt-Colonel, *La victoire franco-espagnole dans le Rif* (Paris,1927).

3. SÁNCHEZ PÉREZ, Capitán, *La acción decisiva contra Abd-el-Krim*(Toledo,1930).
4. *El Caudillo del Rif. El Emir(Príncipe)Abdelkrim*(s.f., BN SA). ABŪ AL-NAṢ R, ‘Umar, *Baṭ al al-Rīf al-Amīr ‘Abd al-Karīm* (Bayrūt,1934) の抄訳版。
5. FONTAINE, *L'Étrange Aventure Riffaine*(Paris,1943).
6. SÁNCHEZ PÉREZ, 'Abd-el-Krim', Alta Comisaría de España en Marruecos, Delegación de Asuntos Indígenas, *Selección de conferencias y trabajos realizados por la Academia de Interventores durante el curso 1949-50*(Tetuán,1950).
7. CATROUX, Général, *Lyautey. Le Marocain*(Paris,1952).
8. MONTAGNE, Robert, *Révolution au Maroc*(Paris,1953).
9. SÁNCHEZ PÉREZ, 'AbdelKrim', *Revista de Historia Militar*, núm.34(1973).
10. GONZÁLEZ, Fernando, 'La imposible victoria de Abd-El-Krim', *Historia Internacional*, mayo de 1975.
11. PENNELL, 'Ideology and practical politics: A case study of the Rif war in Morocco,1921-1926', *International Journal of Middle East Studies*,14(1982).
12. ZNIBER, 'La guerre du Rif: Mohamed Ben Abdelkrim', ESSAKALI, Larbi(dir.), *Le Mémorial du Maroc*, Vol.5, *1906-1934: Morcellement et résistance* (Rabat,1983).
13. PENNELL, 'Exito y fracaso de Abd El-Krim', *Historia* 16, núm.126 (octubre de 1986).
14. BENJELLOUN, Abdelmajid, *Approches du colonialisme espagnol et du mouvement nationaliste marocain dans l'ex-Maroc khalifien*(Rabat,1988/2ed.,1990).
15. SECO SERRANO, Carlos, 'Abd el-Krim en unas cartas', *Homenaje académico a D.Emilio García Gómez*(Madrid,1993).
16. BOUZALMATE, Hussein, 'Memoria histórica del Rif(Marruecos): La guerra del Rif en las fuentes orales', *AWRAQ*, Vol.XVI(1995).
17. HART/RAHA AHMED, Rachid, *La sociedad bereber del Rif marroquí. Sobre la teoría de la segmentariedad en el Magreb*(Granada,1999).
18. GÓMEZ MARTÍNEZ, Juan Antonio, 'Abd el-Krim. Rebeldía en el Islam', *Revista Española de Historia Militar*, (1) y (2), noviembre y diciembre de 2001.
19. BOUISSEF REKAB, Mohamed, *El dédalo de Abdelkrim*(Granada,2002).
20. CHARQI, Mímoun, *My.Mohamed Abdelkrim El KHATTABL.L'Emir guerrillero* (Salé, 2003).
21. BEROHO, Ahmed, *Abdelkrim.Le lion du Rif* (Tanger, 2003).
22. MORALES LEZCANO, Víctor, *Historia de Marruecos. De los orígenes tribales y las poblaciones nómadas a la independencia y la monarquía actual*(Madrid,2006).

RESUMEN

Después de la batalla de Annual(julio de 1921), se formaron poco a poco la entidad política rifeña(es decir, el Gobierno del Rif) y su organización militar. Examinando las relaciones entre este Gobierno y las tribus de la región (Rif, Gomara y Yebala) así como con sus poblaciones, el autor hace resaltar las siguientes: el proceso de expansión territorial del Gobierno rifeño presentaba en ciertos aspectos 'la dominación rifeña'; 'la asamblea representativa' del Rif (majlis al-umma) existía de hecho y estaba constituida por representantes de las tribus; y la autonomía de las tribus era admitida con restricciones, pero solo los notables(shaykh.pl.shuyūkh) tomaban las iniciativas en cada tribu.

El Gobierno del Rif tomó las medidas para la situación económicas, y emprendió unas reformas económicas y sociales. Este Gobierno se denominaba *la República del Rif* en algunas esferas. Analizadas las conciencias generales de las poblaciones tribales, en realidad no existía esa especie de *República*

en el interior de de las tribus. Muchos pueblos tribales creyeron hacer 'jihād' contra españoles y franceses, y consideraron a Muḥammad ibn 'Abd al-Karīm al-Khaṭṭābī como 'amīr al-mujāhidīn'.

El Gobierno del Rif y sus fuerzas militares hubo de luchar contra no pocos notables oponentes. Por otra parte el Gobierno negociaba desesperadamente con los militares españoles y franceses por su independencia. Al mismo tiempo en el exterior trabajaba enérgicamente por ganar su reconocimiento, y en esa esfera destacó la denominación de *la República del Rif*.

En conclusión: la resistencia rifeña y el Gobierno del Rif procuraban conseguir la unidad de los rifeños y en ese proceso la lograron notablemente contra la política de los invasores extranjeros de 'divide and rule' ; no solamente resistieron la presión colonialista sino además se esforzaron por la nueva política y sociedad (¿ por una nación?) para no retornarse a las situaciones precoloniales; por este motivo el Gobierno trató de introducir en el Rif unas instituciones y tecnologías europeas(en general la civilización europea); y en estos esfuerzos rifeños de la década de 1920 ya aparecieron varios problemas con los que los movimientos nacionalistas ulteriores tendrían que enfrentarse, no solamente en Marruecos sino también en los (ex)países colonizados en general.